

No. **138**

2018. 冬号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



信濃平かまくらの里（飯山市）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 信濃平かまくらの里（飯山市）

新潟県との県境にある飯山市の信濃平は豪雪地帯として有名です。そこでは、雪を利用したかまくらや雪像を鑑賞して楽しむことができます。今年の第18回かまくら祭りと第36回いやま雪まつりは2月10日・11日に同日開催されます。お時間を取れる方は是非足を運んではいかがでしょうか。様々な力作が皆さんを待っています。

写真提供：（長野県観光機構）



目次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一 …………… 2 ・会 長 山本準一 …………… 4
各部長あいさつ	・総務部長 宮下幸吉 …………… 6 ・農林建設部長 松島茂行 …………… 7 ・運輸交通部長 大槻四郎 …………… 7 ・国際部長 赤羽康志 …………… 8 ・環境生安部長 柳澤 誠 …………… 8 ・研修部長 荻原政吉 …………… 9 ・法務部長 岡田忠興 …………… 11 ・広報監察部長 吉田靖史 …………… 11 ・ADR特別委員長 和田英幸 …………… 12 ・(一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部長 大槻四郎 …………… 13
年 賀	・ …………… 14
新年賀詞交歓会	・ …………… 15
業 務 資 料	・(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書チェック表について …………… 17 ・軽自動車関係手続における自動車検査証に記載する使用者住所の記載 範囲について …………… 22 ・廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 の施行及びそれに伴う逐条解説及び質疑応答集の改定について(通知) …… 24 ・産業廃棄物処理業等の許可申請等に係る手引の改定について(通知) …… 27 ・いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項 審査の事務取扱いについて(通知) …………… 29 ・韓国家族関係証明書の取得に係る申請様式変更のお知らせ …………… 32
関東地方協議会 連絡会「新潟大会」	・ …………… 34
事 業 報 告	・国際部研修会を開催して …………… 35 ・環境生安部研修報告 …………… 36 ・行政書士ができる中小企業の事業承継(入門編)業務研修会参加報告 …… 37 ・法定相続情報証明制度に関する意見交換会 …………… 38 ・長野運輸支局から丁種封印委託を受託 …………… 39 ・自動車登録OSSの進捗状況について …………… 41
日 行 連 探 訪	・ …………… 42
お 知 ら せ	・行政書士無料相談について・行政書士電話相談について …………… 43 ・「相続・遺言の基礎研修会」資料・解説の訂正について …………… 44 ・「民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル相談対応研修会」開催の お知らせ …………… 45 ・斡旋物一覧 …………… 47
会 議 報 告	・ …………… 48
長野県行政書士 政治連盟のページ	・年頭のごあいさつ …………… 54 ・県政等懇談会を開催 …………… 55
会 員 の 動 き	・入会 ・退会 ・ご逝去 …………… 56
編 集 後 記	・ …………… 56



新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一

明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。また、日頃から県政にお寄せいただいております御支援、御協力に対し、心より感謝申し上げます。

9名の尊い命が失われた消防防災ヘリコプターの墜落事故から、はや10か月を迎えます。志半ばにしてお亡くなりになった隊員と御家族の皆様に対し改めて哀悼の意を表しますとともに、二度と痛ましい事故を起こさないとの強い決意の下、市町村や関係機関の皆様の御協力をいただきながら、消防防災航空体制の再構築に取り組んでまいります。

さて、今年は、信州にとって新たな時代に向けた節目の年となります。

2月には長野冬季オリンピック・パラリンピックから20周年を迎えることから、世界中に感動をもたらしたレガシーを継承するべく、開催市町村とともにさまざまな記念事業を実施します。さらに、今冬の平昌を皮切りに東京（2020年）、北京（2022年）と続くオリンピックムーブメントを東アジアから発信し、スポーツ交流やインバウンドの促進などを通じて本県の発展へとつなげてまいります。

4月からは、次期総合5か年計画がスタートします。急激な人口減少、第4次産業革命とも呼ばれる技術革新、人生100年時代の到来など私たちを取り巻く環境は加速度的に変化しています。こうした潮流を捉えつつ、多くの県民の皆様の夢を結集した計画とするために、幅広い県民の皆様との対話を重ねてきました。

基本目標は、「確かな暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～」とし、「学びの県づくり」、「産業の生産性が高い県づくり」、「人をひきつける快適な県づくり」、「いのちを守り育む県づくり」、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」、「自治の力みなぎる県づくり」の6つの政策推進の基本方針のもとに施策を展開していきたいと考えています。

また、昨年4月に県内10広域に設置した地域振興局ごとに目指す姿や重点的に取り組む政策を「地域計画」として策定し、諏訪湖創生ビジョンの推進、リニア新時代を見据えた地域づくりなど、これまで以上に各地域の特色を活かした施策に取り組んでまいります。

県民の皆様には超過課税として御負担いただく「森林づくり県民税」は、新年度から5年間継続し新たな枠組みで活用していくこととなりました。全国有数の森林県として、先人たちのた

ゆまぬ努力で育まれてきた貴重な財産としての森林資源を健全な姿で引き継ぐため、木と森の文化の再生・創造に取り組むとともに、有効・適切な執行に努めてまいります。

今春開学する「長野県立大学」では、次世代を担うリーダーの養成はもとより、ソーシャル・イノベーション創出センターを核とした「知の拠点」として産業や地域の振興に向けた取組が始まります。

また、8月には全国の高校生が信州に集う「2018信州総文祭」が県下各地で開催されます。「みすずかる信濃に若木は競い森を深める山脈渡る風に種子を拡げて」をテーマに発信される芸術文化の数々と若きエネルギーにどうぞ御期待ください。

平成26年9月に県民の負託を受けて2期目の県政に取り組み始めてから4年目の新年を迎えることとなりました。長野県知事として、207万県民の皆様と手を携え、人生100年時代における未来に向けた県づくりに挑戦できることに、大きな喜びと誇りを感じております。本年も「共感と対話」の県政を基本に据え、「しあわせ信州」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

「海こそなけれ物さわに」明治から平成へと歌い継がれてきた「信濃の国」が今年5月に県歌制定50周年を迎えます。地勢、産業、人物などふるさと信州の特色が数多く盛り込まれたその歌詞は、学校、職場はもとより県人会など多くの方々に愛され続けています。歌詞を締めくくる「みち一筋に学びなば」の言葉には「学び」に対する先人の熱い思いが込められています。その思いを大切にしながら県民の持つ「学びと自治の力」で信州の新時代を切り拓いてまいる所存です。

結びに、長野県行政書士会会員の皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げ新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

会 長 山 本 準 一

新年あけましておめでとうございます。

会員各位におかれましては希望に満ちた新年をスタートされ、ご健勝に活躍されておられることとお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、9月に衆議院が解散され、10月22日に総選挙が敢行されました。当初は野党にとってチャンスと見られましたが、その野党が空中分解状態となり、結果は「森友・加計学園問題」を抱えながらも自民党安倍政権が安定した評価を受けながら圧勝しました。

この5年間アベノミクスの「改革の矢」を矢継ぎ早に打ち放し続け、雇用は185万人増加し、大学新卒者の就職率は過去最高となり、日経平均株価が2万3千円を超え、企業収益は高水準に推移しています。人手不足に悩む中小・小規模事業者も含め、企業による設備や人材への投資を促すため、「人づくり革命」と共に「生産性革命」を強力に推進していくとの方針が政府より示されました。

これを踏まえて本年度は行政書士業務における中小企業支援をより拡大させる施策を早急に打ち出していきたいと考えております。

また、日本行政書士会連合会においては、日行連公式キャラクターの「ユキマサくん」が昨年に引き続き「ゆるキャラグランプリ2017」の企業・その他部門に参加いたしまして、エントリー総数477のうち見事第7位の好成績を収めることができました。

「ユキマサくん」は全国的な知名度も格段に向上し、今年もまた日行連の強力な宣伝部長として行政書士制度発展のため大いに活躍してくれるものと期待しているところであります。

昨年本会では、地域社会に「行政書士制度」のPRと「行政書士の活用」をバックアップして戴くため、頼れる強い「長野県行政書士会顧問団」を結成いたしました。顧問の先生方には

長野県行政書士会はもとより行政書士制度発展のため、行政書士の具体的な仕事や行政書士が行う社会貢献事業等を地域の行政機関や住民に広く周知をお願いいたしております。

本会の今後為すべき大きな役割は、多様化とともにめまぐるしく変化する時代にいつでもしっかりと対応できる「付加価値のある行政書士」を創造していくことであると考えております。

お陰さまで、本会が各年度において事業計画として掲げている各施策事項は、役員並びに会員各位のご支援ご協力の下に粛々と実行に移されてきております。

まだまだ解決すべき多くの課題を背負っての年明けとなりましたが、一步一步着実に行って参る所存ですので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本年も会員各位のご健勝とより一層のご活躍を祈念申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

各部長あいさつ



総務部の課題

総務部長 宮下 幸吉

明けましておめでとうございます。

日頃は、本会会務につきまして、ご支援、ご尽力を賜りますことに感謝申し上げます。

さて、新しい年を迎えるに当たり、次の2つの課題を掲げました。

まず、その一つ目の課題として、昨年を振り返って見ますと、毎回のように理事会に提議され、懸案と成って居る会員としての責務で有る本会会則第19条2で規定されて居る会費未納会員の件で有ります。

具体的に示しますと先に実施された中間監査時点で29人、中には、過年度分未納会員も報告されて居ります。

一部の心なき会員の為に、理事会で提議検討され、その都度、催促連絡や督促状等、納入促進対策を議論の対象と成る事は非常に残念です。

行政書士倫理綱領の三、「行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う」と掲示されて居り、又、入会時に提出戴いた誓約書においても会則遵守を誓約されて居ります。

行政書士として業務を遂行出来る権利の背面には、やはり会員としての義務も課せられて居りますことを該当される会員さんは再認識戴きたいと思えます。

コンプライアンスとは、外部に対してのみならず、自らも襟を正し、遵守すべき会費滞納会員の減少、願わくば、決められた納期までに会員100パーセントが納入され、会費滞

納案件の議論が不要とされる時を願って居ります。

次に2つ目の課題として、行政書士関係例規集の編纂で有ります。

現例規集も、平成17年3月25日発行されてから、既に13年を経過して居り、この間、幾度となく改正案が理事会の議決を得て改正され、現行に至って居りますが、現行に即した例規集の発行に向け、見直し後、改正予定で居ります。

中でも、特に会員さんが、日常業務の中で直接関係の有る、本会会則施行規則の業務組織の分掌等は、組織再編成で統合、追記等により、名称変更並びに業務内容の細目等の追記改正がされて居り、具体例を挙げますと、従前、保健環境・風俗営業部と称して居たものが、現行では、環境生安部、又、従前の企画開発部が、業務を分掌することにより、現行では、研修部と法務部に、従前の、広報部が、広報監察部にと、更に新たに追記された、ADR特別委員会等々で有ります。

又、本来は、有っては成らない事案で有る、苦情案件に対応する苦情対策委員会設置規則が新設されて居ります。

ちなみに、去年は、支部毎に各支部長を中心に会員さんへの綱紀肅正指導にご尽力頂きまして、お陰さまで、本会への苦情案件は御座いませんでした事を申し添えます。

今後とも更なる、健全な長野会運営が継続出来ますよう皆さま方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



農林建設部の課題

農林建設部長 松島 茂行

新年あけましておめでとうございます。

農林建設部長の松島です。この紙面をお借りしまして、新年のご挨拶とともに当部の課題について報告をさせていただきます。

当部は、農地関係と建設業法関係を中心に活動を行っていますが、農地関係の課題としましては、農業委員会法が改正され、農業委員の選任方法が選挙から市町村長の推薦に改正されました。

この改正により、農地に関係する法律手続きに精通している行政書士を農業委員にすべく積極的に候補として推薦していく考えの単位会もありますが、当会といたしましては、現在のところは各会員の自主性によるものとの考えでいます。なお、会員のなかにも農業委員として活躍されている方もいらっしゃいますので、関心のある方は地元市町村の農業委員改選に関する情報に注目していただければと思います。

次に、建設業関係の改正では、解体業の新設が大きいところかと思えます。これにつきましては、先の関地協会議でも議題となっておりますが、他の単位会では解体業の取得により扱える業務の範囲が不明確である等の意見も聞かれましたので、当部といたしましては今後の状況を注意深く見守っていきたくと考えています。最後に、1月末と2月上旬に会館と塩尻市におきまして、農地法の研修を開催しますので多くの会員のご参加をお待ちしております。



丁種封印とOSS申請の意義

運輸交通部長 大槻 四郎

平成29年度の運輸交通部の大きな課題は、丁種封印の年内受託とOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）申請に取り組む環境作りでした。

日行連発第65号（平成29年4月24日付）『丁種封印に係わる準則について（通知）』を受け、長野会としても何としても12月末までには、丁種封印制度を受託すべく6月30日開催の運輸交通部会において打ち合わせを行い、事業計画の修正を行いました。

全く初めての取組であり、先行する茨城会、埼玉会の申請取組状況の資料を入手し、とにかく運輸支局との情報交換が必要であることから、8月21日山本準一会長、赤羽担当副会長並びに運輸交通部員で長野運輸支局を訪問し、情報交換をおこないました。その後の経過につきましては、別稿をお読みいただくこととし、何とか12月1日付で丁種封印を受託することができました。

これを機に、乙種封印の再受託、丙種封印の再受託の実施に向けて環境整備に取り組む必要があります。封印権の拡大は、自動車の中間登録は行政書士だけが業として代理申請を行える訳ですが、その地位の確立と業務拡大への布石になると期待しています。

一方、長野県におけるOSSの進捗状況は、平成30年度においても県税務課及び長野県警がOSSシステム対応の予算化がされておらず、平成31年度以降のOSS導入となる見通しです。全国的には、中間登録につきましても平成29年4月より都道府県の準備が整い次第順次開始となっておりますが、現在東京・愛知等の一部の行政書士がOSS申請をおこなっているという散々な状況です。

OSS対象件数3,300万件/年（国土交通

省平成29年4月～6月実績で年推計値)の内訳は、新規登録285万件(内OSS申請92万件)、中古新規登録72万件、移転登録624万件、変更登録123万件、抹消登録123万件、記載事項変更5万件、継続検査1,569万件、輸出・解体等268万件となっており、OSSの実施率は3%弱にすぎません。

ところが、OSSの推進は政府のIT戦略においても重要な柱となっており、今後OSSの利用率を上げるために様々な施策を打ってくるものと予想されます。

先程の中間登録の合計件数は942万件と推計されていますので、我々行政書士がこの60%を代理申請できる体制ができれば大きな市場になると思います。行政書士の活躍が更にOSS利用状況を爆発的に向上させ、行政書士なしでは運輸行政を語れなくなるときがくるのではないのでしょうか。

しかしながら、行政書士によるOSSの推進に欠かせないのが、車検証、印鑑証明、委任状、標章等のデリバリーシステムの構築と拠点作りといった大きな課題があります。平成29年度中にはその課題の第一歩を踏み出すことができるよう皆様と一緒に頑張りましょう。



国際部の活動について

国際部長 赤羽 康志

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には日頃より国際部の活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置

を講ずる目的で、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)が平成29年11月1日施行されました。外国人労働者受入れの選別基準が、専門性のある人材から必要性のある人材へと変化しつつあります。今後我が国に必要な人材の受け入れは、技能実習法を基本とした制度になっていく事に間違いはありません。介護の技能実習も加わり、急激に在留人数が増えていく中で行政書士の役割は益々重要となってきています。

次に活動報告としましては、長野県主催のグローバルキャリアフェア、JETRO主催のグローバル人材活用セミナー、関東経済産業局主催のダイバシティ経営セミナーへの講師、相談員の派遣をしました。また、「外国人留学生の就職について」の研修会、考査対策研修会、山梨会と合同で、長野地方法務局戸籍課長講師による「帰化申請、国籍取得について」と東京入国管理局長野出張所長講師による「技能実習新法について」の研修会を開催しました。関地協関係では、長野出張所でのコンシェルジュ形式の相談会の実施、東京入国管理局庁舎内で行われた無料相談会へ部員の派遣をしました。

今後の予定としまして、3月2日には会館で恒例の事例研究会を開催しますので、皆様の参加をお待ちしております。

本年もよろしくお願いいたします。



環境生安部の課題

環境生安部長 柳澤 誠

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

当部は今年度より名称が変わり、環境生安部となりました。担当業務はこれまでと変わ

らず環境（廃棄物処理法関係他）、保健・生活安全（保健所・警察生活安全関係他）分野を担当しております。

当部の喫緊の課題は、会員の減少傾向とともに、それぞれの分野での専門化が進む中で、各分野を取り扱っている会員が少数精鋭となっている状況にあることです。行政書士法の目的である「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資すること」が将来に渡って維持できるよう、研修会等を実施する中で、会員の皆様が幅広い守備範囲を持つ為のお手伝いできればと考えております。

また、担当分野を見回してみますと、環境分野では昨年より県庁から数次にわたりご案内のあった水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い申し出、保健分野では本年6月に迫った住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行・県条例への対応、制度化が予定されているHACCPへの対応、警察生活安全分野での遊技機に関する規則改正等々、会員の皆様にとりましては、お客様への対応を要する制度改正が数多く予定されております。引き続き関連省庁からの情報提供資料のご案内を含め、会員の皆様への情報提供を進めて参ります。

挨拶回りを行い、第一歩を踏み出しました関連業界への連携強化については、より実質的な進展を図るべく、どのような連携ができるか部内で検討を行い、双方の団体にとってメリットのある展開を進めて参りたいと思います。

最後になりましたが、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい一年となります様、お祈り申し上げます。



研修部の活動報告と今後の課題・抱負

研修部長 萩原 政吉

長野県行政書士会会員の皆さま、そして関係機関の皆さま、新年明けましておめでとうございます。本年度の本会研修部主催の研修会へのご参加又ご協力を頂き誠にありがとうございます。おかげ様で、年度当初の事業計画が概ね滞りなく進んでいますことをご報告申し上げます。

研修部の事業

- 1、各専門部の協力を得て新規登録者必須研修の内容を充実し、受講者が日常業務に役立つ研修を実施する。
- 2、業務に役立つ法定業務研修を実施し会員の資質向上と会員の業務拡大を図る。
- 3、各専門部及び支部との研修会についての調整及び管理をし、会員のための研修会を実施する。
- 4、特定行政書士法定研修及び考査をサポートする。
- 5、研修会の管理システムのソフト開発を、広報監察部、総務部の協力を得て実施する。実施はプロジェクト・チームで推進する。

研修部の活動報告

- 1、本年度の新規登録者必須研修は、内容を大幅にリニューアルしました。

1日目は「行政書士のスタート研修」として「倫理」を筆頭に、以降は従来やっていた「業務内容」の講義ではなく、業務に関しては知識として役立たせるようテキストに掲載させ、各専門部の部長には「新規登録者へ伝えたい事」と題して任意に内容を語って頂くようにしました。また後半では、コミュニケーションを中心としたグループワークを実施し、本年度の新規

登録者同士の絆を深める内容としました。

2日目は、新規登録者も含め一般会員も対象とした「行政書士としての研修」内容としました。具体的には、行政書士法、コンプライアンス（業際等の心構え）、+α弁護士との対談、パネルディスカッションなど充実した内容をプログラムしました。

また、最終時限には初の試みである特別講演会を開催、講師には元法務大臣岩城光英氏をお迎えし「法律家として活躍できる行政書士」と題して法務大臣就任期間における想いを語って頂き、我々の今後の励みになる講演会としました。

2、次に法定業務研修ですが、この单位名称は日行連からの講義内容及びテキストを受け、講義の最終には考査を実施し修了すると言った内容であります。しかしながら、本会ではカリキュラムにある内容は既に修了しており、今後は会員の為の「業務に役立つ研修」と言う視線でおこなっていきます。その第一弾として「行政書士ができる中小企業の事業承継（入門編）」の研修会を2日間にわたり実施し、多くの会員が受講されました。講師は長野税務署審理専門官をお迎えし、事業承継のネックになる贈与、相続税の基本知識、株式評価の方法をお話し頂きました。また、後半は研修部長の私から納税猶予認定申請から民法特例確認申請、金融支援関連申請の手続きについてお話をさせて頂きました。この分野は、行政書士業務としてまだまだ浸透していない分野です。こう言った新しい分野の研修会を今後も積極的にこなしていきたいと考えています。

3、次に、各専門部及び支部との研修会についての調整及び管理をしていく事につきましては、各支部研修担当者による連絡会議を開催し、各課題について話し合いをもちました。今後も必要に応じ連絡会議をおこなっていきます。また、「会員のための研修会」は2月以降に法務部との共催による

(仮称)「特定行政書士の実務」の研修会を実施する予定であります。

4、特定行政書士の法定研修及び考査をサポートする件につきましては、法定研修会は全4回日行連のDVD研修を実施。また補講を1回おこないました。更に考査前に「特定行政書士考査直前対策セミナー」を本会研修部において独自に開催しました。10月22日には考査があり、日行連の指導のもと考査実施をサポートしました。受講者は年々少人数となってきていますが、新規登録者の会員には積極的に受講してもらいたい所です。

5、最後に、研修会の管理システムのソフト開発につきまして、広報監察部の協力を得て、両部員によるプロジェクト・チームを結成、本年度中にシステムを構築させ、ホームページに掲載できるよう現在作業中であります。内容の詳細は追って広報をしていく予定であります。

今後の課題と抱負

支部研修担当者連絡会議から、今後の研修のあり方について各支部から様々な意見や悩みをお聴きしました。研修会の出席者の減少や会場確保の問題、特に研修内容、講師の選定など各支部では大変苦慮している様子が見受けられました。今後、研修部としては、研修内容の提供を始め講師となる会員の人材の情報共有、そして会員が講師となる為のスキル研修など、一般業務に無い研修の企画をしていかなければ成らない事を実感しました。今後も研修部では「街の法律家」を育てていく視点で研修を充実させ、より長野県行政書士会の全会員の業務力向上に寄与していきたいと思っております。

以上

本年も宜しくお願い致します。



法務部の活動について

法務部長 岡田 忠興

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、債権法分野を中心に民法が改正されました。わが国では民法制定以来、約120年ぶりの大改正です。インターネット取引の普及など時代の変化に対応し、消費者保護を重視した内容になっています。今年4月から施行されますので、改正部分については是非とも習得していただきたいと思います。

さて、行政書士の法務関係業務は「権利義務に関する書類の作成」をはじめとして、聴聞及び弁明の機会の付与手続の代理、行政不服申立てに係る手続の代理など広範囲にわたります。これらすべてを一人でカバーすることは難しいとはいえ、行政書士全体では対応できる体制を整えることが不可欠です。法定業務として認められたものであっても、それを扱っていなければ、いつの間にか蚕食されていたということになりかねません。19世紀ドイツの法学者イェーリングは著書『権利のための闘争』において、こう書いています。「権利のための闘争は、権利者の自分自身に対する義務である」と。

たしかに、行政書士会の無料相談会では、相談の8割は相続・遺言です。この分野は需要が多くマーケットも大きいのですが、同業者及び他士業等との競合が激しいのも事実です。その一方、相続の中でも外国人が絡んだ「涉外相続」はほぼ手付かずの状態です。国際結婚等に伴い、今後増加することが確実に予想されるにもかかわらずです。著作権をはじめとした行政書士が取り扱える知的財産権法の分野は、全国的に見ても取り組んでいる先生が少数にとどまります。特定行政書士に

よる審査請求等の代理業務についても、道筋を付けるのはこれからです。

法務部では今年度、3つの柱を立てて活動しております。①基礎的な研修会の開催、②予防法務の推進、③特定行政書士の育成、です。昨年は民法改正、法定相続情報証明制度・戸籍の読み方等、要件事実・民事事実認定、知的財産権（主に著作権）、相談業務のスキルトレーニングの各研修会を開催しました。また、法務関係部連絡会議を開いて支部間の情報交換を行ったほか、12月には法務部主催の無料相談会も実施しております。

本年も会員の皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様にとりまして実り多き1年となりますようご祈念申し上げます。本年もどうぞよろしく願いいたします。



広報監察部について

広報監察部長 吉田 靖史

新年あけましておめでとうございます。日頃より部の活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

広報を担当するのが初めての頼りない部長を副部長や部員のみなさんに助けられて活動をしています。

広報という言葉に辞書で調べると「広く一般の人に知らせること」と記されています。

どのような手法で「知らせること」を行うのか、悩ましいところです。

これまで広報を担当した歴代の部員のみなさんも同じ思いであったのではないのでしょうか。

私たちが広く人々に知らせたいこととは何

でしょう…。

残念ながら行政書士と司法書士など他士業を混同している方はまだまだ沢山いらっしゃいます。

士業のなかでも市民のみなさんの最も身近にいるのが私たち行政書士です。

多岐にわたる行政書士の業務をご理解いただき、最初の相談相手に私たちを選んでいただけるための呼びかけが必要だと感じています。

そのためには、前期の二瓶部長も会報で記されていましたが「すべての会員が広報部員であるとの認識で」日々の活動に励んでいただければ、県内各地で私たち行政書士の知名度向上に資するとともに非行政書士排除の取り組みにもつながるものと思われま

す。懸案の本会ホームページ改修と研修管理システムについては、研修部と合同のプロジェクトチームを組織し、検討作業が進んでいるところです。

研修会の日程や内容、講師の重複が避けられるようなホームページ上の仕組みづくりを目指してまいります。

この件は次号以降の会報でご報告できると思いますので、今しばらくお待ちください。

新しい年も広報監察部に対する変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



ADR特別委員会の活動報告

ADR特別委員長 和田 英幸

新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平成29年度は、ADR（裁判外紛争解決手続）法務省認証機関に向けて大詰めの段階に入っています。

認証申請については、諸規程作成及び見直し作業に当たり長野県弁護士会との数十時間

に及ぶ協議を行い、現在法務省の事前審査中であり申請作業は着実に進んでいて、新年度の平成30年度前半でのセンター開所を目指して取り組んでいく予定です。

また、ADR手続実施者（調停員）については、これまで選考してきました候補者43名の中から意欲の有る者を優先し、月に一度研修とトレーニングを積んでいるところです。

さて、行政書士会によるADRセンターは全国的には15単位会が認証を受けており、現在具体的に認証申請準備中の単位会は長野会を含めて4単位会ほどあります。

長野会が進めるADRの紛争分野は、①外国人の就労就学に関する紛争、②居住用建物賃貸借に関する敷金返還又は原状回復をめぐる紛争、③愛護動物に関する紛争、④自転車と自転車又は自転車と歩行者との事故に関する紛争の4分野で③、④は上限140万円以下の条件付きとなります。

また、名称につきましては、ADRの呼称は一般的に理解しづらいとのご意見があるため「長野県行政書士紛争解決センター」（略称ADRセンター）として進めるべく理事会、総会での審議をお願いする所存です。

平成30年度は、ADRセンター開所とともに、手続実施者の実力養成研修を中心に行い、良い実績を上げられるよう取り組みます。

ADRで使用する技法スキルやテクニクは行政書士業務や相談業務、相談員としての技量向上に役立っていますので、一般会員対象の研修会にご参加ください。

ADRセンター設置は、日行連が取得を目指しているADR代理権獲得のステップであり、行政書士会発展と社会貢献に必要な事業となっています。会員各位の尚一層のご理解ご協力をお願い申し上げ新年のごあいさつとADR事業の報告といたします。

成年後見活動と家族信託の活用

(一社) コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部長 大槻 四郎

私がコスモスしなのの支部長をお引き受けして2年目になりました。また、上伊那成年後見サポートセンターの法人後見受任審査会の審査委員をお引き受けして3年目になるうとしています。この間多数の成年後見案件にたずさわってきました。

私たち行政書士が後見・保佐・補助人を引き受けるケースは市町村の社会福祉課又は地域包括支援センターから提出される案件がほとんどです。ケアマネージャーさん達がもう少し早く取上げ、こんなにひどくなる前に成年後見申立を検討していればもっと違う展開になっていたのでは？と思う事例も多々ありました。

行政書士にとって成年後見活動は社会貢献として位置づけられています。また家庭裁判所の取扱は被後見人の収支があまり良くなく、後見手数料もあまり見込めないような案件を行政書士にお願いする傾向があることは否めません。それ故にコスモスへの入会を望まない会員が多いのではないかと思います。

ところが、近年『家族信託』がクローズアップされてきています。家族信託は、遺言公正証書や任意後見契約だけでは賄えないケースについても、また成年後見制度の欠点をもフォローすることができる、優れた制度です。

家族信託のスキームは、公正証書等で締結された何十年にも及ぶ長期間の取り決めである信託契約書に基づき、父名義の土地・建物の資産について委託者を父、受託者を長男、受益者を父とすることで、土地・建物の名義を長男のものとするのができ、その後父が認知症になってしまい成年後見人が選任されても、土地・建物は受託者である長男が自由に管理できることとなります。その後父が亡くなったときは、受託者である長男が父の受益権を相続すると決めておけば、長男が相続できます。

この家族信託契約書の作成は、予防法学の知識を持った、我々行政書士の法定業務です。依頼者の依頼内容に法律的不備はないか、依頼者が気づいていないリスク潜んでいないか、本人、家族の意向をくみ取り、本人、家族にわかりやすくフィードバックする役割を果たすことが求められます。

しかも、信託契約期間は10年、20年、場合によってはそれ以上の長期間に渡ることもあり、その間には遺言書の作成、任意後見契約の起案、成年後見の申立、相続のお手伝い等の業務依頼に繋がることでしょう。

私たちコスモスの会員は、成年後見人の受任にあたっては、被後見人に寄り添い、傾聴を心掛け、被後見人の財産管理及び身上監護の業務をおこなっています。

これからの超高齢化社会に向けて、若い行政書士の先生がコスモスに入会し、行政書士だからこそできる家族信託契約の活用と成年後見活動に取り組んでいただくことを切望し、入会をお待ちしております。

あけまして おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を
お祈り申し上げます



会 長	山 本 準 一		
副 会 長	吉 田 靖 史		
副 会 長	赤 羽 康 志	理 事	永 村 清 造
副 会 長	荻 原 政 吉	理 事	鈴 木 潤
理 事	佐 藤 佳 苗	理 事	高 田 勝 男
理 事	柳 澤 誠 秀	監 事	高 木 内 和 政 仁
理 事	常 盤 光 彦	監 事	小 野 清 仁
理 事	福 井 竹 彦	相 談 役	湯 澤 廣 雄
理 事	赤 羽 公 彦	顧 問	竹 内 波 美 男
理 事	木 下 茂	顧 問	小 泉 俊 博
理 事	深 澤 和 歌 子	顧 問	小 島 康 晴
理 事	白 井 清 文	顧 問	吉 川 彰 一
理 事	松 島 茂 行	顧 問	高 橋 岑 俊
理 事	岡 田 忠 興	顧 問	小 川 修 一
理 事	長 田 文 雄	事 務 局 長	木 内 洋 介
理 事	宮 下 幸 吉	事 務 局 職 員	一 同

平成30年新年賀詞交歓会

広報監察部長 吉田靖史

1月11日（木）、長野市のホテル国際21で長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟の新年賀詞交歓会が催されましたので紙面にてご報告いたします。

数日前からの寒気の影響で降雪が心配されましたが、当日は寒さこそ厳しいものの天候には恵まれました。

会場に流れるバイオリンとピアノの華やかな生演奏も終わり、定刻の午後2時に開会。

開会後は式次第にしたがい山本会長、三井政連会長より主催者新年のあいさつ、知事、国会議員をはじめとするご来賓の祝辞と続きました。



山本会長あいさつ



三井政連会長あいさつ

阿部守一長野県知事のごあいさつでは、長野県主催「グローバルキャリアフェア」へ当会から相談員を派遣した事業を具体的に挙げていただき、長野県行政書士会と県の協働の必要性について触れていただきました。

この日はいくつかの単位会の賀詞交歓会と日程が重複していたにもかかわらず、日本行政書士会連合会の遠田和夫会長には当会の賀詞交歓会にご出席いただき、熱い思いが伝わるお祝いのお言葉を賜りました。

士業を代表して長野県弁護士会の中村常議員会議長の乾杯のご発声で祝宴が始まり、ご来賓のみなさまだけでなく日頃なかなか会う機会のない会員の方々とも新しい年を寿ぐことができました。

宴もたけなわのところ、当会の賀詞交歓会には欠かせない県歌「信濃の国」の斉唱の後、万歳三唱で会を閉じました。

ちなみに平成30年度は「信濃の国」が県歌に制定されて50周年を迎える記念の年だそうです。

最後になりましたが、賀詞交歓会の運営にあたりご協力いただいた総務部ならびに事務局のみなさんに感謝申し上げ、ご報告といたします。



乾杯 県弁護士会常議員会議長 中村隆次様

～ご来賓の皆様からご祝辞を頂きました。～



長野県知事 阿部守一様



長野県議会議長 垣内基良様



日本行政書士会連合会会長 遠田和夫様



小諸市長・本会顧問 小泉俊博様



衆議院議員 後藤茂之様



衆議院議員 篠原 孝様



衆議院議員 下条みつ様



衆議院議員 太田昌孝様



参議院議員 杉尾秀哉様

業 務 資 料

29資号外
平成29年(2017年)11月29日

長野県行政書士会会長 様

資源循環推進課長

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書チェック表について

このことについて、(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書チェック表を作成しましたので、申請事務の参考にしてください。

担 当	環境部資源循環推進課廃棄物審査係 係長：柳沢 英俊 担当：坂本 英樹
電 話	026-235-7164
F A X	026-235-7259
E-mail	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書チェック表

番号	添付書類	審査のポイント	留意事項	根拠												
1	申請書 【新規・更新の場合】 (施行規則第9条第1項第12号) 【変更の場合】 (施行規則第9条第1項第12号)	<p>【第1面】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 申請の様式、根拠条文を適切か □ 代表者印又は個人認知印が押印されているか □ 更新許可申請の場合、事業の範囲、事業所等の所在地図、事業の用に供する施設、集積場等の所在地図等に要する記載事項が適切か □ 要旨許可申請の場合、変更の内容が明確となっているか <p>【第2面】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む）を有している場合はその許可番号が記載されているか □ 申請者が法人の場合、登記事項証明書と住所等が整合するか □ 申請者が個人の場合、住民票の写しと住所等が整合するか □ 申請者が法人の場合、後者の記載は適切か <p>【第3面】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 発行済株式の総数、出資の種類、株主及び政令使用人（申請者に当該使用人がいる場合）の記載は適切か □ 申請書及び申請書に添付する長野県収入注紙を貼り付けているか □ 事業計画の概要を記載した書類（様式14（～5））は適切に記載されているか ア 事業の全体計画、収集運搬する（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬は等 イ 運搬施設の概要 ウ 積替又は保管施設の概要（積替又は保管施設を設けずする場合は） エ 収集運搬業務の具体的な計画 オ 廃棄物全指図の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の目録は、原則、地域振興局に提出する旨を記載する ・行政書士による代理申請の場合は委任状を添付する（委任の範囲は適切か、登録番号（行政書士連盟の番号）に記載されているか、目録申請の3ヶ月前以内か） ・事業の範囲の品目（品目の明記がある場合を含む）は様式14と整合しているか ・収集運搬する産業廃棄物に有鉛含有廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有びん等が含まれる場合はその旨を記載する ・事業の用に供する施設の名称及び住所は、様式12、13、16と整合しているか ・積替保管施設に、係る書類は、申請書に「別紙のとおり」と記載した場合は、任意の様式により提出する（様式13、添付前面等と整合しているか） ・申請者が法人の場合、第2面の申請者及び役員、第3面の発行済株式の総数及び出資の額は登記事項証明書と整合がとれているか ・申請手数料は下表のとおり <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業廃棄物収集運搬業</th> <th>特別管理産業廃棄物収集運搬業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規許可申請</td> <td>81,000円</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請</td> <td>71,000円</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>更新許可申請</td> <td>73,000円</td> <td>74,000円</td> </tr> </tbody> </table>	産業廃棄物収集運搬業		特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	81,000円	81,000円	変更許可申請	71,000円	72,000円	更新許可申請	73,000円	74,000円	施行規則第9条の2第1項、第10条の12第1項
産業廃棄物収集運搬業		特別管理産業廃棄物収集運搬業														
新規許可申請	81,000円	81,000円														
変更許可申請	71,000円	72,000円														
更新許可申請	73,000円	74,000円														
2	事業計画の概要を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業計画の概要を記載した書類（様式14（～5））は適切に記載されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の概要を明確に記載されているか（変更許可申請の場合、変更の内容を明確にする） ・収集運搬する産業廃棄物に有鉛含有廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有びん等が含まれる場合はその旨を記載する ・廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき等（車以外で有鉛含有産業廃棄物を含む品目を除く場合、廃棄物の性状・使用元・使用先を明記した場所有）を示す書類を提出し、実態の廃棄物があり、処理可能な処分場があることを確認する ・運搬車両は車検証の内容と相違ないか ・運搬車両は、運搬する産業廃棄物の種類に適合する車両か ・苫蓋、鉄さい、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を運搬する車両は、上陸運搬禁止となっていないか ・運搬車両は、過積載とならないよう十分留意する必要がある ・感応性産業廃棄物を運搬する場合は保冷車等の他の証拠施設、履帯等を運搬する場合は緊急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有する必要がある （施行規則第10条の13第1号ハ、ニ） ・運搬容器は、確認する（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに適切な容器であること ・積替又は保管施設の概要については、下記5を参照 ・環境保全措置等が処理基準等に整合するか（特に有鉛含有産業廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有びん等については注意） ・記載例は、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」を参照 ・所在地図のカラー等（案内図として使用可能なもの） 	施行規則第9条の2第2項第1号、第10条の12第2項												
3	事業本拠地の所在を示す略図	<ul style="list-style-type: none"> □ 所在地周辺の案内図として該当か 														
4	収集運搬施設の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> □ 1 車検証の写し、運搬車両の写真（様式15）及び運搬容器等の写真（様式16）は適切に記載されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式15は様式14-2及び車検証の写しと整合するか ・運搬車両の写真は「該車両の前面から、バックミラーが、側面からは収集運搬車」 	施行規則第9条の2第2項第2号、第												

番号	添付書類	審査のポイント	留意事項	根拠
5	軌行保管施設の概要を示す書類	△ 1 軌行保管施設の概要(様式10-3)の内容が適切に記載されているか 2 敷地内の配置が適切か 3 施設の構造を引線図にかき示す各種制面及び引線図が適切か 4 軌行保管施設の周辺の案内図として適切か 5 施設の所有権を有しているか(所有権を有していない場合は、当該施設を使用する権限を有しているか)	同に添える表の文字が判読できるものであること ・様式10-2は様式10-1と整合するか ・距離容積率の用途は収容施設とする営業施設(特に有線放送施設、無線放送施設、水廻り施設、水廻り施設、水廻り施設等)又は水廻り施設(特に有線放送施設、無線放送施設、水廻り施設等)については注意) ・申請書の署名が申請人でない場合は、申請者が当該車回を使用する権限を有することを確認する書類(指前相対書、指前相対書の届出証明書又は使用関係が分かる資料(領収書、借用(健康)保険被保険者証の写し等) ・変更許可申請の場合、変更に係る事業の用に供する施設等の内容となっているか ・同一敷地の場合であっても、車回証の写しの添付は不要 ・様式10-3は軌行保管する(特別管理)営業施設(特に記載されている)か ・様式10-3に記載の面積、保管室の用途及び積み上げの高さの記載は、軌行保管施設に係る各種制面(面状、保管室等の算出式を記載したもの)と整合しているか ・様式8と整合するか(特に有線放送施設、水廻り施設、水廻り施設等又は水廻り施設等)について注意) ・申請者が(特別管理)営業施設(特に記載されている)の場合、他の用途に供する営業施設と敷地内に営業施設から取集した有線物を保管する場合は、当該保管区画を図面に記載する ・各土地証明書の土地は「敷地」でないこと ・公図の写しには敷地境界、軌行保管施設等の位置を明示すること ・申請者が所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する賃貸借契約書の写し等を提出する(契約期間が有効なものであること)	10条の12第2項
6	駅車場の概要を示す書類	△ 1 駅車場の案内図として適切か 2 駅車場の所有権を有しているか(所有権を有していない場合は、当該駅車場を使用する権限を有しているか) 3 (本州)日本産果物運搬処理センターが実施する産果処理業務の許可申請に関する講習会(取扱運搬過程)の修了証が添付されているか 4 申請者が法人の場合、その代表者がしくはその業務を行う役員(監査役を除く)又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者(政令使用人)の修了証の写しであるか 5 申請者が法人の場合、申請者又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者(政令使用人)の修了証の写しであるか 6 修了証は有効期限内のものか 【法人・個人共通】 7 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式10)は適切に記載されているか 【法人の場合】 8 財務諸表(前3年)の書類か 9 財務諸表等により上記の状況に該当しないか 10 次期への利益超過損失がある 11 3年間の平均利益超過損失がある 12 債務超過 13 法人別の未納がないか 【個人の場合】	・登記事項証明書の土地は「敷地」でないこと ・登記事項証明書の土地は「敷地」でないこと ・申請者の所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する賃貸借契約書の写し等を提出する(契約期間が有効なものであること) ・法人の更新許可申請の場合、新規講習を修了した後(注)が異なっても可(その場合でも更新講習の修了証が可) ・新規許可申請の場合には、申請日前5年以内の更新講習修了証の写しと、更新講習の修了証の写しを有している場合は、当該自営体の許可証及び申請日前2年以内の更新講習修了証の写しを有している場合は、当該自営体の更新講習修了証の写しと、又は更新講習修了証の写しを有している場合は、変更許可申請の修了証の写しと、又は更新講習修了証の写しとを提出する ・更新講習申請の場合であっても、特設資金を要しない場合は「印」と記載して構わない ・前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、剰余金分配並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)(以下「財務諸表等」という)を提出する ・損益計算書には、「経営管理関係書類及び製造原価明細書」も添付する(添付している場合は) ・前3年間の事業年度における有価証券報告書を提出することにより、財務諸表等の添付を省略することができる ・設立3年未満の場合は、存在する財務諸表、納税証明書(その3の3)及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書を添付する(開始初年度で決算処理が完了している場合は、財務諸表等は作成可能)	施行規則第9条の2第2項第2号、第10条の12第2項
7	業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類	△ 1 申請者が法人の場合、その代表者がしくはその業務を行う役員(監査役を除く)又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者(政令使用人)の修了証の写しであるか 2 申請者が法人の場合、申請者又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者(政令使用人)の修了証の写しであるか 3 修了証は有効期限内のものか 【法人・個人共通】 4 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式10)は適切に記載されているか 【法人の場合】 5 財務諸表(前3年)の書類か 6 財務諸表等により上記の状況に該当しないか 7 次期への利益超過損失がある 8 3年間の平均利益超過損失がある 9 債務超過 10 法人別の未納がないか 【個人の場合】	・登記事項証明書の土地は「敷地」でないこと ・登記事項証明書の土地は「敷地」でないこと ・申請者の所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する賃貸借契約書の写し等を提出する(契約期間が有効なものであること) ・法人の更新許可申請の場合、新規講習を修了した後(注)が異なっても可(その場合でも更新講習の修了証が可) ・新規許可申請の場合には、申請日前5年以内の更新講習修了証の写しと、更新講習の修了証の写しを有している場合は、当該自営体の更新講習修了証の写しと、又は更新講習修了証の写しを有している場合は、変更許可申請の修了証の写しと、又は更新講習修了証の写しとを提出する ・更新講習申請の場合であっても、特設資金を要しない場合は「印」と記載して構わない ・前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、剰余金分配並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)(以下「財務諸表等」という)を提出する ・損益計算書には、「経営管理関係書類及び製造原価明細書」も添付する(添付している場合は) ・前3年間の事業年度における有価証券報告書を提出することにより、財務諸表等の添付を省略することができる ・設立3年未満の場合は、存在する財務諸表、納税証明書(その3の3)及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書を添付する(開始初年度で決算処理が完了している場合は、財務諸表等は作成可能)	施行規則第9条の2第2項第4号、第10条の12第2項
8	経理的基礎を有することを証する書類	△ 1 申請者が法人の場合、その代表者がしくはその業務を行う役員(監査役を除く)又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者(政令使用人)の修了証の写しであるか 2 申請者が法人の場合、申請者又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者(政令使用人)の修了証の写しであるか 3 修了証は有効期限内のものか 【法人・個人共通】 4 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式10)は適切に記載されているか 【法人の場合】 5 財務諸表(前3年)の書類か 6 財務諸表等により上記の状況に該当しないか 7 次期への利益超過損失がある 8 3年間の平均利益超過損失がある 9 債務超過 10 法人別の未納がないか 【個人の場合】	・登記事項証明書の土地は「敷地」でないこと ・登記事項証明書の土地は「敷地」でないこと ・申請者の所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する賃貸借契約書の写し等を提出する(契約期間が有効なものであること) ・法人の更新許可申請の場合、新規講習を修了した後(注)が異なっても可(その場合でも更新講習の修了証が可) ・新規許可申請の場合には、申請日前5年以内の更新講習修了証の写しと、更新講習の修了証の写しを有している場合は、当該自営体の更新講習修了証の写しと、又は更新講習修了証の写しを有している場合は、変更許可申請の修了証の写しと、又は更新講習修了証の写しとを提出する ・更新講習申請の場合であっても、特設資金を要しない場合は「印」と記載して構わない ・前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、剰余金分配並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)(以下「財務諸表等」という)を提出する ・損益計算書には、「経営管理関係書類及び製造原価明細書」も添付する(添付している場合は) ・前3年間の事業年度における有価証券報告書を提出することにより、財務諸表等の添付を省略することができる ・設立3年未満の場合は、存在する財務諸表、納税証明書(その3の3)及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書を添付する(開始初年度で決算処理が完了している場合は、財務諸表等は作成可能)	施行規則第9条の2第2項第5号及び第7号、第10条の12第2項

番号	添付書類	審査のポイント	留意事項	根拠
		<p>11 登録に關する調査(様式8)の記載内容は適切か</p> <p>1 確定申告書(その1)等(前3年間の)書類か</p> <p>1 確定申告書(その1)等により下記の状況に該当しないか</p> <p>1 次期への繰越損失がある</p> <p>2 3年間の平均繰越損失が赤字、かつ前年の繰越利益が赤字</p> <p>3 債務超過</p> <p>11 所得税の本額が正しいか</p>	<p>・申請者が個人の場合、着座に關する調査並びに前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書(その1)等)の写し(等)別添付書類及び納税証明書(その1)を提出する(必要に応じて別添付書類、不動産登記の登記事項証明書を添付)なお、前3年の確定申告書の写し、確定申告書の写しの写しと等開帳書類がない場合は、今後3年間の財務計画を記載した長期財務計画書を提出し、左記1～3のいずれかに該当する場合は、長期財務計画書(様式20)を提出する</p> <p>・長期財務計画書の今後の事業改善計画には、事業の改善策を具体的に記載する</p> <p>・長期財務計画書の今後の収支計画には、繰越損失を解消する時期までの収支計画を記載する</p> <p>・左記1～3の全てに該当する場合は、中小企業診断士又は公認会計士による診断書を提出する</p>	<p>・施行規則第9条の2第2項第8号、第10条の12第2項</p>
9	【申請者が法人である場合】定款又は寄附行為及び登記事項証明書	<p>1 定款又は寄附行為は原本を証明しているか</p> <p>1 登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内)に発行されたものか(様式8の申請書等と整合するか)</p>	<p>・新規許可申請の場合は現在事業計画書又は履歴事項全部証明書、更新許可申請・変更許可申請の場合は履歴事項全部証明書と申請書</p> <p>・前項の事業変更においては、履歴事項報告書を提出することにより、定款又は寄附行為及び登記事項証明書の提出を省略することができる</p>	<p>施行規則第9条の2第2項第8号、第10条の12第2項</p>
10	申請者が第10条第2項第2号イからベに該当しない旨を誓約する書類	<p>1 代表者印又は個人認印が押印されているか</p> <p>2 役員等について各自が捺印されているか</p> <p>3 登記事項証明書、住民票の写しに記載されている氏名、生年月日等と相違ないか</p> <p>4 株主及び出資者に法人がある場合は、その法人の登記事項証明書が添付されているか</p> <p>5 住民票の写し及び登記事項証明書は、申請日前3ヶ月以内のものか</p>	<p>・役員等については、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主及び出資者の100分の5以上の額に相当する出席をしている者も含まれる</p> <p>・住民票の写し、履歴事項証明書(様式20)及び発行許可証の写しを提出した場合は、添付を省略することができる。ただし、一部の自治体の許可証は発行許可証として使用できないので、必要に応じて、事前に地域課課員に確認する</p>	<p>施行規則第9条の2第2項第12号、第10条の12第2項</p>
11	【申請者が個人である場合】役員等の個人に該当しない旨の住民票の写し及び被保険者に該当しない旨の登記事項証明書	<p>1 登記事項証明書は、住民票の写しに記載されている氏名、生年月日等と相違ないか</p> <p>1 住民票の写し及び登記事項証明書は、申請日前3ヶ月以内のものか</p>	<p>・住民票の写し、履歴事項証明書(様式20)及び発行許可証の写しを提出した場合は、添付を省略することができる。ただし、一部の自治体の許可証は発行許可証として使用できないので、必要に応じて、事前に地域課課員に確認する</p>	<p>施行規則第9条の2第2項第9号、第10条の12第2項</p>
12	【申請者が個人である場合】住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人となる旨の登記事項証明書	<p>1 登記事項証明書は、住民票の写しに記載されている氏名、生年月日等と相違ないか</p> <p>1 住民票の写し及び登記事項証明書は、申請日前3ヶ月以内のものか</p>	<p>・住民票の写し、履歴事項証明書(様式20)及び発行許可証の写しを提出した場合は、添付を省略することができる。ただし、一部の自治体の許可証は発行許可証として使用できないので、必要に応じて、事前に地域課課員に確認する</p>	<p>施行規則第9条の2第2項第9号、第10条の12第2項</p>
13	【申請者が個人である場合】申請書に第5条の10に規定する使用人がある場合】住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人となる旨の登記事項証明書	<p>1 登記事項証明書は、住民票の写しに記載されている氏名、生年月日等と相違ないか</p> <p>1 住民票の写し及び登記事項証明書は、申請日前3ヶ月以内のものか</p>	<p>・住民票の写し、履歴事項証明書(様式20)及び発行許可証の写しを提出した場合は、添付を省略することができる。ただし、一部の自治体の許可証は発行許可証として使用できないので、必要に応じて、事前に地域課課員に確認する</p>	<p>施行規則第9条の2第2項第9号、第10条の12第2項</p>
14	帳簿の様式及びその管理方法を記載した書類	<p>1 帳簿の様式は適切か(様式21により提出)</p> <p>1 帳簿の様式は適切か(様式21により提出)</p>	<p>・帳簿の様式は商業登記法第10条の8、特別特許産業商業簿式例に従い、帳簿にあっては施行規則第10条の21で規定されている必要事項が記載されているか</p>	<p>施行規則第9条の2第2項第14号、第10条の12第2項</p>

番号	添付書類	審査のポイント	留意事項	脚 題
15	【添付PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は処理を行う場合又は（公財）日本産廃処理物の収集又は処理を行う場合】 施行規則第10条の12第3項に掲げる書類	11 以下の書類、図面は適切に記載されているか ア 運搬容器の構造図 イ 運搬設備等の概要を記載した書類 ウ 事故時における応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類 エ その業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを証する書類 □ 「添付書類の省略について」（様式22）の中出の内容について省略している書類が過去に提出されているか ① 省略書類を提出した日付、申請区分等が整合しているか	・添付書類はPCB汚染物又はPCB処理物の収集又は処理を行う場合又は（公財）日本産廃処理物の収集又は処理を行う場合又は（公財）日本産廃処理物の収集又は処理を行う場合「PCB汚染物の収集又は処理業者研修認定者講習会」12第3項の修了証の写しを添付する。なお、この修了証は役員以外の方の修了証でも可	施行規則第10条の12第3項
16	その他知事が必要とする書類	□ 「添付書類の省略について」（様式22）の中出の内容について省略している書類が過去に提出されているか ① 省略書類を提出した日付、申請区分等が整合しているか	・添付書類の省略について、の中出書と省略した書類が整合しているか	

※優良産廃処理業者認定を受けられる場合に必要となる書類は、優良産廃処理業者認定制度を参照

□：添付が必要な書類及び図面
<http://www.nrec.nagano.lg.jp/bankbun/recv/1mg/hakubansu/joute/index.html>

○：添付が必要な書類及び図面
○：過去の許可申請書又は処理業者変更届出書に添付した書類であって、その内容に変更が無い場合は、「添付書類の省略について」（様式22）を提出することにより添付を省略することができる（優良産廃処理業者認定第9条の2第6項、第10条の12第2項）

△：離脱を受けた申請確認書類添付書に添付した書類であって、その内容に変更が無い場合は、「添付書類の省略について」（様式22）を提出することにより添付を省略することができる



〒行進第 856 号
平成 29 年 12 月 1 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
評認可業務部
部長 矢野 浩司

29 監検検第 256 号の 3
平成 29 年 11 月 14 日

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫 殿



軽自動車検査協会
理事長 高台 伸吾

軽自動車関係手続における自動車検査証に記載する
使用者住所の記載範囲について（周知）

自動車検査証に記載する使用者住所の記載範囲について（依頼）

今般、軽自動車検査協会より、リコール情報等を確実に使用者に届けるため、自動車検査証の住所に、団地やマンション等集合住宅の棟番号及び郵便番号の記載を必須とする扱いを開始することに伴い、申請書（OCR シート）についても棟番号及び郵便番号を記載することとなる旨の連絡と周知依頼がありました。

各単位会におかれましては、貴会会員への周知につきご協力くださるようお願いいたします。なお、本件取扱いの開始日は平成 30 年 1 月 4 月からとされておりますが、開始日以前

においても、棟番号及び郵便番号の記載にご協力くださるようお願いいたします。

平素より、当協会の業務について、ご理解と協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車検査証に記載されておりませんが、現在、国土交通省が主体となっており、リコール通知及び点検整備、無車検車両に係る使用者へダイレクトメールを送付する際の送付先情報として利用されているところです。

今後、これら使用者へ送付するお知らせが車の送車率向上を図るため、自動車検査証に記載する住所について、住民票等（住所を記す書面）に記載されており、また「集合住宅の棟番号及び郵便番号」の記載を必須とする扱いを平成 30 年 1 月 4 日より開始する予定です。つきましては、貴会会員様への周知宜しくお願い致します。

【別添】

自動車検査証に記載する使用者住所の記載範囲について（依頼）
（平成 29 年 11 月 14 日付・29 監検検第 256 号の 3）

【参考】

軽自動車検査協会ホームページ
https://www.keijikenkyo.or.jp/notice/2017/notice_20171114_004063.html

以上

《お知らせ》



軽自動車検査協会

団地、マンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号の車検証への記載について —平成30年1月4日から実施—

団地、マンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号の車検証への記載について —平成30年1月4日から実施—

リコール情報等を確実に使用者の皆様にお届けするために自動車検査証の住所に団地やマンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号を記載することになりましたのでお知らせします。
つきましては、申請書（OCRシート）に住民票等に記載されている棟番号及び部屋番号の記載をお願いします。
なお、団地名、マンション名等は記載する必要はありません。

《記載例》

- ① (住民票等の住所) …… 町1番地の1 (●●マンション3B)
(車検証) …… 町1-1-3B
- ② (住民票等の住所) …… 町2丁目5番地の2 (●●ハイツII棟 103号室)
(車検証) …… 町2丁目5-2-2-103
- ③ (住民票等の住所) …… 町4丁目1番地の2 (レジデンスα21-339)
(車検証) …… 町4丁目1-2-…339

※英数字を記載してください。なお、ローマ数字はアラビア数字に変換し記載してください。

ご不明な点は、当協会職員にお尋ねください。

日頃より当協会の業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、リコール情報等を確実に皆様にお届けするために自動車検査証の住所に団地やマンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号を記載することになりましたのでお知らせします。

つきましては、申請書（OCRシート）に棟番号及び部屋番号の記載をお願いします。
なお、団地名、マンション名等は記載する必要はありません。

《実施時期》

○ 平成30年1月4日（予定）

《記載例》

- ① (住民票等の住所) …… 町1番地の1 (●●マンション3B)
(車検証) …… 町1-1-3B
- ② (住民票等の住所) …… 町2丁目5番地の2 (●●ハイツII棟 103号室)
(車検証) …… 町2丁目5-2-2-103
- ③ (住民票等の住所) …… 町4丁目1番地の2 (レジデンスα21-339)
(車検証) …… 町4丁目1-2-339

注) 数字表記が集合住宅名の一部である場合は記載不要です。

※英数字を記載してください。なお、ローマ数字はアラビア数字に変換し記載してください。

29 資第 250 号
平成 29 年（2017 年）12 月 15 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長

様

長野県行政書士会会長

長野県環境部長

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行
及びそれに伴う逐条解説及び質疑応答集の改定について（通知）

貴会におかれましては、H 頃から当県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

このたび、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正により「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」が定義されたことに伴い、下記のとおり廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）の一部を改正するとともに、下記 2 の逐条解説及び質疑応答集を別添新旧対照表のとおり改定しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、改正後の条例施行規則等については、長野県ホームページに掲載しています。

記

1 条例施行規則の一部改正の概要

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の規定に基づく事業計画協議に係る提出書類等の様式中に「水銀用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」の文言を追加

改正後の条例施行規則（全文）

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/shikokisoku/index.html>)

2 上記 1 の施行に伴い改定したもの

(1) 逐条解説（改定版）（平成 29 年 12 月 14 日長野県環境部資源循環推進課）

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/2912chikujo.pdf>)

(2) 質疑応答集（改定版）（平成 29 年 12 月 14 日長野県環境部資源循環推進課）

(http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/2912jorei_qa.pdf)

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係 （課長）丸山良雄 （担当）萩原大輔
電 話	026-235-7164
ファクシ	026-235-7259
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 逐条解説（改定版） 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定後	現 行
6	規則第3条 【解説】	(前略) ～と同等の基準（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物に関する部分を除く。）である。	(前略) ～と同等の基準（石綿含有産業廃棄物に関する部分を除く。）である。
7	参考：省令第8条の第1号コ(2)(イ)	保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
12	第11条 【解説】4	<p>第1項の「処理の状況に関する確認」及び「必要な措置」については、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、告示すれば下記のようなものがあるが、これら全てを講ずれば免責されるというものではない。「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」も参照のこと。</p> <p>○産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の調査 ※ 処理費用が市場価格を下回る場合、不適正処理が行われる可能性が高くなる。不適正処理が行われた場合において、処理委託に係る費用が合理的な根拠を有することを排出事業者が立証できない場合、法の規定に基づき、排出事業者に対して措置命令が発せられることがある。（命令違反には罰則がある。）</p> <p>○産業廃棄物の処理委託先に関する下記の事項の確認 ・過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況 ・環境認証（ISO14001、エコアクション21等）の取得状況 ・「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の締結の有無 ・「優良産業処理業者認定制度」への対応状況 ・産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する公表情報</p> <p>○処理委託前における処理施設等の現地確認（継続して処</p>	<p>第1項の「必要な措置」を例示すれば、下記のようなものがある。「排出事業者のための産業物・リサイクルガバナンスガイドライン」も参照のこと。</p> <p>○産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の調査 ※ 処理費用が市場価格を下回る場合、不適正処理が行われる可能性が高くなる。不適正処理が行われた場合において、処理委託に係る費用が合理的な根拠を有することを排出事業者が立証できない場合、法の規定に基づき、排出事業者に対して措置命令が発せられることがある。（命令違反には罰則がある。）</p> <p>○産業廃棄物の処理委託先に関する下記の事項の確認 ・過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況 ・環境認証（ISO14001、エコアクション21等）の取得状況 ・「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の締結の有無 ・「優良産業処理業者認定制度」への対応状況</p> <p>○処理委託前における処理施設等の現地確認（継続して処</p>

該当頁	変更箇所	改定後	現 行
		<p>理を委託する場合にあっては、処理委託後の処理施設等の現地確認）</p> <p>なお、現地確認とは漫然と処理施設を目視すれば足るものではなく、既存の廃棄物の保管状況・量、施設の処理能力等も含めて状況を確認し、不適正処理が行われる可能性の存否も含めて確認する趣旨である。</p> <p>○役員・従業員の教育状況 ※ 許可の取得又は更新のための必要なものだけでなく、業界団体が実施する自主的な学習会への参加状況等について勘案することが適当である。</p>	<p>理を委託する場合にあっては、処理委託後の処理施設等の現地確認）</p> <p>なお、現地確認とは漫然と処理施設を目視すれば足るものではなく、既存の廃棄物の保管状況・量、施設の処理能力等も含めて状況を確認し、不適正処理が行われる可能性の存否も含めて確認する趣旨である。</p> <p>○役員・従業員の教育状況 ※ 許可の取得又は更新のための必要なものだけでなく、業界団体が実施する自主的な学習会への参加状況等について勘案することが適当である。</p>
27	規則第20条 【解説】	この条は、政令第6条第1項で定める産業廃棄物の処理基準のうち、第1号に規定する収集又は運搬の基準（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物に係る部分を除く。）及び第2号に規定する処分又は再生の基準（産業廃棄物の飛散及び流出防止、生活環境保全上の措置、焼却及び熱分解設備の構造及び方法に係る部分に限る。）を準用することを規定している。	この条は、政令第6条で定める産業廃棄物の処理基準（石綿含有産業廃棄物に係る部分、埋立処分及び海洋投入処分に係る部分を除く。）を準用することを規定している。
40	規則第32条第1項第4号	処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
49	条例第50条 【解説】2	(前略) ～知事名又は地域振興局長名をもって～ (後略)	(前略) ～知事名又は地方事務所長名をもって～ (後略)
56	平成29年12月7日の改正条例施行規則の附則	附 則（平成29年12月7日規則第41号） この規則は、公布の日から施行する。	

長野県報

12月7日(木)
平成29年
(2017年)
第2932号

目次

規則	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	1
告示	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	2
告示	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	3
告示	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	4
告示	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	5
告示	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	6
告示	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	7
告示	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	8
告示	不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(資源循環推進)	9

<p>長野県規則第42号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p> <p>長野県告示第42号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p> <p>長野県告示第43号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p> <p>長野県告示第44号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p> <p>長野県告示第45号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p>	<p>長野県告示第41号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p> <p>長野県告示第42号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p> <p>長野県告示第43号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p> <p>長野県告示第44号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p> <p>長野県告示第45号 不燃物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 平成29年12月7日</p>
---	---

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 質疑応答集(改定版) 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定案	現行
4	II-2-2 木くずチップの保管期間 答8	<p>問8 木くずチップの保管に関する基準の内容はなにか。</p> <p>答8 この条例で定める産業廃棄物の保管基準(地中で保管する場合の措置や消火設備の設置等)及び蒸掃法の産業廃棄物の保管基準を準用するものである。</p> <p>つまり、保管場所の表示、処置等に関する規制、害虫等の発生防止に関すること等が、木くずチップについても適用されることとなる。</p>	<p>問8 木くずチップの保管に関する基準の内容はなにか。</p> <p>答8 この条例で定める産業廃棄物の保管基準(地中で保管する場合の措置や消火設備の設置等)及び蒸掃法の産業廃棄物の保管基準を準用するものである。</p> <p>つまり、保管場所の表示(石綿含有産業廃棄物に関する表示の部分を除く。)、処置等に関する規制、害虫等の発生防止に関すること等が、木くずチップについても適用されることとなる。</p>

廃棄物処理関係事業者向け手引の改定内容（平成29年12月）

改定した手引	主な改定内容				
産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）	<p>○「申請・届出等にあたっての留意点」及び「事前確認手続にあたっての留意点」の「1」（提出先）の記載を次のとおり変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内に事務所がない場合は、いずれかの地域振興局へ提出してください。</td> <td>県内に事務所がない場合は、系内の主な取引先 の所在地を管轄する地域振興局へ提出してください。</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	県内に事務所がない場合は、いずれかの地域振興局へ提出してください。	県内に事務所がない場合は、系内の主な取引先 の所在地を管轄する地域振興局へ提出してください。
新	旧				
県内に事務所がない場合は、いずれかの地域振興局へ提出してください。	県内に事務所がない場合は、系内の主な取引先 の所在地を管轄する地域振興局へ提出してください。				
産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）	<p>○廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正（平成29年12月7日施行）に伴うもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定様式</th> <th>改定内容（下線を追加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・様式2～7</td> <td>（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	改定様式	改定内容（下線を追加）	・様式2～7	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
改定様式	改定内容（下線を追加）				
・様式2～7	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）				
産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処理業許可申請の手引	<p>○廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正（平成29年12月7日施行）に伴うもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定様式</th> <th>改定内容（下線を追加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・様式1～8</td> <td>（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「申請・届出等にあたっての留意点」の5(2)エ(4)に次の下線を追加 「(4) 役員、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主等（役員等の変更に係る新旧対照表） （様式34）を添付）」</p> <p>○その他、所要の改正</p>	改定様式	改定内容（下線を追加）	・様式1～8	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
改定様式	改定内容（下線を追加）				
・様式1～8	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）				

29 資第 251 号

平成 29 年（2017 年）12 月 15 日

一般社団法人長野県資源循環推進協会会長

様

長野県行政書士会会長

長野県環境部長

産業廃棄物処理業等の許可申請等に係る手引の改定について（通知）

このことについて、事業者向け許可申請及び届出申請の手引を下記のとおり改定しましたので、お知らせします。

記

- 改定した手引
 - （特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）
 - （特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）
 - 産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引
 - 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引
 - 再生利用業指定制の手引
- 改定の概要
 - 産業廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正（平成29年12月7日施行）に伴い、様式の記載を変更
 - 添付書類の記載を修正
 - 所要の改正

※主な改定内容は、別紙のとおりです。
- 公開先ホームページアドレス
 - 【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haiki/bou/kuurashi/shinse/recycling/shisetsusashi/index.html>
 - 【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設あり）許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haiki/bou/kuurashi/shinse/recycling/shisetsuari.html>
 - 【産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haiki/bou/kuurashi/shinse/recycling/sanbaishori.html>
 - 【一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haiki/bou/kuurashi/recycling/haiki/tebiki.html>
 - 【再生利用業指定制の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haiki/bou/kuurashi/recycling/haiki/butsu/tebiki/index.html>

担当	資源循環推進課産業廃棄物係
課長	丸山 良雄 担当：萩原 大輔
電話	026-235-7164
FAX	026-235-7259
電子メール	haiki@pref.nagano.lg.jp

改定した手引	主な改定内容				
一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引	○廃棄物処理法施行規則の一部改正（平成29年10月1日施行）に伴うもの				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定様式</th> <th>改定内容（下線部を追加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・様式9</td> <td>（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	改定様式	改定内容（下線部を追加）	・様式9	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
	改定様式	改定内容（下線部を追加）			
	・様式9	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）			
○廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正（平成29年12月7日施行）に伴うもの					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定様式</th> <th>改定内容（下線部を追加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・様式1～8</td> <td>（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	改定様式	改定内容（下線部を追加）	・様式1～8	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
改定様式	改定内容（下線部を追加）				
・様式1～8	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）				
再生利用業指定申請の手引	○様式10～14、16～19、21～24、27、29、30の記載内容を修正				
	○「申請・届出にあたっての留意点」の6(1)及び8の文言を産業廃棄物処理業等の手引と記載を統一				
	○その他、所要の改正				
	○廃棄物処理法施行規則の一部改正（平成29年10月1日施行）に伴うもの				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定様式</th> <th>改定内容（下線部を追加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・様式9</td> <td>（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	改定様式	改定内容（下線部を追加）	・様式9	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
改定様式	改定内容（下線部を追加）				
・様式9	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）				

改定した手引	主な改定内容																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・（様式15-1～5） 「事業計画の概要を記載した書類」</td> <td>・（様式15-1～4） 「事業計画の概要を記載した書類」</td> </tr> <tr> <td>・（様式16）「運搬車両の写真」</td> <td>・（様式16）「積替保管施設の概要」</td> </tr> <tr> <td>・（様式17）「運搬容器等の写真」</td> <td>・（様式17）「車両及び運搬容器等の写真」</td> </tr> <tr> <td>・（様式18）「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」</td> <td>・（様式18）「運搬施設（容器）一覧表」</td> </tr> <tr> <td>・（様式19）「資産に関する調査（個人用）」</td> <td>・（様式19）「事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法」</td> </tr> <tr> <td>・（様式24）「誓約書」</td> <td>・（様式20）「資産に関する調査」</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・（様式25）「誓約書」</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	・（様式15-1～5） 「事業計画の概要を記載した書類」	・（様式15-1～4） 「事業計画の概要を記載した書類」	・（様式16）「運搬車両の写真」	・（様式16）「積替保管施設の概要」	・（様式17）「運搬容器等の写真」	・（様式17）「車両及び運搬容器等の写真」	・（様式18）「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」	・（様式18）「運搬施設（容器）一覧表」	・（様式19）「資産に関する調査（個人用）」	・（様式19）「事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法」	・（様式24）「誓約書」	・（様式20）「資産に関する調査」		・（様式25）「誓約書」
新	旧																
・（様式15-1～5） 「事業計画の概要を記載した書類」	・（様式15-1～4） 「事業計画の概要を記載した書類」																
・（様式16）「運搬車両の写真」	・（様式16）「積替保管施設の概要」																
・（様式17）「運搬容器等の写真」	・（様式17）「車両及び運搬容器等の写真」																
・（様式18）「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」	・（様式18）「運搬施設（容器）一覧表」																
・（様式19）「資産に関する調査（個人用）」	・（様式19）「事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法」																
・（様式24）「誓約書」	・（様式20）「資産に関する調査」																
	・（様式25）「誓約書」																
	○廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正（平成29年12月7日施行）に伴うもの																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定様式</th> <th>改定内容（下線部を追加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・様式1～8</td> <td>（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	改定様式	改定内容（下線部を追加）	・様式1～8	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）												
改定様式	改定内容（下線部を追加）																
・様式1～8	（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）																
	○【再生輸送業】（表1）の※4、（表3）の※3、【再生活用業】「事前確認手続にあたっての留意点」の「5添付書類等」の※3及び「申請・届出等にあたっての留意点」の「10添付書類等」の※3に「個人の場合で、直前3年の確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類がない場合には、今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式21）を参照）を提出してください。」を追加。																
	○【再生活用業】「事前確認手続にあたっての留意点」の4(2)の記載内容を産業廃棄物処理業等の手引と記載を統一																
	○その他、所要の改正																

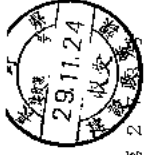
29 建設第 201 号
平成 29 年 (2017 年) 12 月 18 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて (通知)

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設課長から別添のとおり通知がございました。
については、御承知いただくとともに、適切な事務が図られますよう御配慮願います。



国土建第 2
平成 29 年 11 月 20 日

長野県建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設課



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

いわゆるゼロ国債工事等、平成 29 年度中に発注者と工事請負契約を締結するもの、
平成 29 年度内において発注者から前払金の支出がない場合における金融保証による借
入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1. 平成 20 年国土交通省告示第 85 号「建設業法第 27 条の 2 第 3 項の経営事項審
査の項目及び基準を定める件」第一の二 2 における「基準決算における流動負債と固
定負債の合計の額」(以下「負債合計額」という。)に含まれる、経営状況分析の申請
者がいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により金融機関から受けた借入金の額(以
下「ゼロ債金融保証による借入金」という。)は、負債合計額から控除することができ
ることとする。
2. 経営状況分析の申請者がゼロ債金融保証による借入金の負債合計額からの控除を求
める場合においては、経営状況分析申請書(建設業法施行規則別記様式第 25 号の 8)
の余白に「ゼロ債金融保証による借入金 ○○○円」と記載して申請を行うこととす
る。
3. 1. により控除することができない金額は、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証
による融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明し
たものに限ることとする。

長野県建設部建設政策課建設課係
(課長) 長田 敏彦 (担当) 小林 和弘
電 話 026-235-7293
FAX 026-235-7482
E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

〈様式〉

平成 年 月 日

ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について

平成29年11月

国土交通省土地・建設産業局建設業課

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高証明書

○ 保証事業会社による金融保証の実施

(登録経営状況分析機関)

代表者 ○○ ○○ 殿

○○銀行

○○支店長 ○○ ○○ 印

いわゆるゼロ国債工事等、平成29年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、当該年度内において発注者から前払金の支出がない工事について、その早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うこととする。

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在のいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高は、○○,○○○,○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る金融消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高

- * 保証の範囲：平成30年度当初に支払予定の前払金相当額を限度
- * 低入札価格調査の対象となつた者と契約した工事は対象外

【モデルケース】

- ・ 請 負 金 額 1 億 円
- ・ 融 資 希 望 額 1, 0 0 0 万 円
(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)
- ・ 融 資 希 望 期 間 平 成 2 9 年 3 月 1 5 日 从 1 ヶ 月 間
- ・ 保 証 料 約 9, 0 0 0 円 (日歩3厘＝年利1.095%)
- ・ 貸 出 利 息 約 1 8, 0 0 0 円 (年利2.2%と仮定)

⇒ 約3万円(保証料+利息)で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることが可能

～建設企業の年度末にむけた資金繰りを応援します～

保証事業会社による“ゼロ債金融保証”

以下の事項を全て満たす方が対象となります。

- 平成29年度中に前払金が支払われない工事（ゼロ国債、ゼロ県債、ゼロ市債工事など）を受注した。
- 低入札価格調査の対象となっていない。
- 早期着工に必要な資金を金融機関から調達したい。



保証事業会社による金融保証を受けることにより、金融機関からの融資を受けやすくなります。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資を受けやすくなります。

- 対象工事は・・・平成29年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。
- 対象工事は・・・平成29年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は、対象となりません。
- 保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成30年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。
- 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。

モデルケース

- * 請負金額 1億円
- * 融資希望額 1,000万円
（材料代金：700万円、直用労務費：300万円）
- * 融資希望期間 平成30年3月15日から1ヶ月間
- * 保証料 約9,000円（日歩3厘＝年利1.095%）
- * 貸出利息 約18,000円（年利2.2%と仮定）

⇒ 約3万円（保証料＋貸出利息）で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることができます。

主な相談窓口

国土交通省 建設業課 TEL 03-5253-8277	北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092 (http://www2.hokaido-cs.co.jp/)	国土交通省 建設業課 TEL 03-5253-8277
北海道開発局 事業振興部 建設産業課 TEL 011-738-0233	東日本建設業保証(株) TEL 03-3552-7528 (http://www.ejcs.co.jp/)	北海道開発局 建設部 計画・建設産業課 TEL 022-225-2014
東北地方整備局 建設部 建設産業課 TEL 048-600-1906	西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2556 (http://www.wjcs.net/)	関東地方整備局 建設部 建設産業第一課 TEL 025-370-6571
関東地方整備局 建設部 建設産業課 TEL 052-953-8572	※ 保証事業会社の各支店で保証の申込を受け付けています。詳しくは各社のHP等で確認してください。	中部地方整備局 建設部 建設産業課 TEL 06-6942-1071
近畿地方整備局 建設部 建設産業課 TEL 082-511-6186		中国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 087-811-6314
四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 082-471-6331		九州地方整備局 建設部 計画・建設産業課 TEL 098-866-1910
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 TEL 098-866-1910		

日行連発第 981 号
平成 29 年 12 月 19 日

各単位会長 様

日本行政士会連合会
会長 遠田 和夫
国際・企業経営業務部
部長 末廣 元孝

韓国家族関係証明書の取得に係る申請様式変更のお知らせ

韓国には、本邦の戸籍に代わる制度として家族関係登録制度がありますが、昨年の韓国の法改正を受け、同制度による証明書の取得に係る申請様式が変更されましたので、お知らせいたします。なお、委任状については、従前よりご案内している当会で作成した書式の使用が可能です。

つきましては、貴会会員への周知につきご協力くださるようお願い申し上げます。

記

【駐日本国大韓民国大使館 HP】
<http://jpn-tokyo.mofa.go.kr/worldlanguage/asia/jpn-tokyo/main/index.jsp>

【速 電】
<https://www.gyosai.or.jp/members/acc/comments/5a3877d120f53a42425399>

- ・別添：家族関係登録簿等の証明書 交付 申請書
 - ・別添：委任状 日本語
 - ・別添：委任状 韓国語
- 以上

家族関係登録簿等の証明書 交付 申請書			
申請対象	姓 名	(漢字：)	
	登録基準地 (本籍地)		
□対象者	住民登録 番号	-	
	(生年月日)	年 月 日	生
申請内容	1. 一般証明書	①家族関係証明書()通 ②基本証明書()通 ③婚姻関係証明書()通 ④入養関係証明書()通 ⑤親養子入養関係証明書()通	
	2. 詳細証明書	①家族関係証明書()通 ②基本証明書()通 ③婚姻関係証明書()通 ④入養関係証明書()通 ⑤親養子入養関係証明書()通	
	3. 特定証明書	①基本証明書(特定=親権・後見)()通	
	4. 従前「戸籍法」による除籍・本籍地:	戸主: _____ 対象者: _____ 除籍謄本()通	
住民登録番号(後部分6数字)公開申請 与否	<input type="checkbox"/> 公開申請 <input type="checkbox"/> 申請対象者のみ公開 <input type="checkbox"/> 申請理由 <input type="checkbox"/> 3. 家族関係登録簿等出稼申請人が裁判上で必要を表明 <input type="checkbox"/> 4. 公務員等が公用目的を釈明した場合	<input type="checkbox"/> 1. 申請対象者の住民登録番号を正確に記載した場合 <input type="checkbox"/> 2. 申請人が 申請対象者 本人または本人の父母、養父母、配偶者、子女、その代理人の場合 <input type="checkbox"/> 3. 家族関係登録簿等出稼申請人が裁判上で必要を表明 <input type="checkbox"/> 4. 公務員等が公用目的を釈明した場合	
※手数料	1通 110円		
請求事由			
積名資料			
申請人	姓 名	(印/署名)	生年月日
	住 所	申請人 資格 携 帯 電話番号 電話番号	
受付番号	20 年 月 日		駐日本大韓民国大使館 貴下

※ 法 第117条3号; 第14条 第1項; 第2項 及び 第42条を違反して虚偽や、その他の不正な方法より 他人の申告書類を
閲覧したり 申告書類に記載されている事項 又は 登録簿などの 記録事項に関する証明書の交付を受けた者は 3年以下の
懲役 又は 1千万ウォン以下の罰金に処されます。 法第11条 第6項に違反して発給対象でない者に 固意をもって発給した者も
同等の処罰を受けます。

※ 発給官署が “市” である場合は “区” が 設置されていない 市を指します。

委 任 状

受任行政書士

氏 名：
行政書士登録番号：
事務所所在地：
電話番号：

委任者(申請人)

は下記行為に関する権限を上記行政書士に委任します。

一 下 記 一

「家族関係登録などに関する法律」第 14 条及び「家族関係の登録などに関する規則」第 19 条に基づき登録簿などに関する証明申請書提出及び受領などに関する一切の行為

・添付書類

委任者の在留カード・特別永住者証明書(以上、外国人登録証を含む)及び委任者の行政書士証票の写し各 1 部

以上

2 0 年 月 日

申請人(委任者)

姓 名：
住 所：
住民登録番号：
電話番号：

印

※留意事項

他人の署名又は印章の盗用等で虚偽の委任状を作成し証明書の申請又は受領した場合には、「刑法」第 231 条の 2 により 5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金刑に処されます。

日本行政書士会連合会

위 임 장

행정서사명：
등록번호：
사무소소재지：
전화번호：

상기의 행정 서사를 대리인으로 하고 다음의 권한을 위임합니다.

1. 「가족 관계 등록 등에 관한 법률」 제 14 조 및 「가족 관계의 등록 등에 관한 규칙」 제 19 조에 근거해 등록부등의 기록 사항 등에 대한 증명 신청서 제출 및 수령 등에 관한 모두의 행위

· 첨부 서류

위임자의 체류카드·특별영주자 증명서 (이상, 외국인등록증은 포함) 및 수임자의 행정서사 증표의 사본 각 1 통

이상

2 0 年 月 日

신청인(위임자)

성 명：
주 소：
주민등록번호：
전화번호：

인

※유의 사항

타인의 서명 또는 인장의 도용 등, 허위의 위임장 작성에 의한 증명서의 신청 또는 수령의 경우에는, 「형법」 제 231 조의 2 에 의해 5 년 이하의 징역 또는 1 千万원 이하의 벌금형에 처됩니다.

일본 행정 서사회 연합회

関東地方協議会連絡会 「新潟大会」

副会長 吉田 靖史

昨年11月1日、2日の二日間の日程で、平成29年度日行連関東地方協議会新潟大会が新潟市のホテル日航新潟を会場に開催されました。

長野会からは正副会長と分科会に参加する宮下総務部長、大槻運輸交通部長、松島農林建設部長が出席しました。



開会式には各単位会の災害時応援協定締結式が合わせて行われ、その後、「防災隣組／近助の精神」をテーマにした講演会があり、防災・危機管理アドバイザー山村武彦先生の講演を拝聴しました。

国内外の被災現場を調査・研究してきた講師の話は、地震や大火など大規模災害を経験してきた新潟県だけでなく、長野県に暮らす私たちにとっても参考になるものでした。

分科会は、会長会、国際業務連絡会、運輸業務連絡会、建設業務連絡会、所有者不明土地問題連絡会、ドローン活用事例研修会が開かれ、話し合われた内容は日程2日目の全体会議の各部門報告会で、それぞれの代表者から発表がありました。

ドローンについては、会場に各種ドローンが用意されデモフライトも行われました。

米どころ、酒どころとして知られる新潟での懇親会は、新潟市長のご挨拶、ご来賓の紹介に続き、木樽を叩く軽快なリズムに下駄をはいた激しい踊りで魅せる「新潟総おどり」が歓迎の舞として披露された後、地元の日本酒で乾杯となりました。

2日目の全体会では、新潟県暴力追放運動推進センター専務理事の講演があり、次年度当番会である東京会の常任会長の閉会のことばで全日程を終えました。

事 業 報 告

国際部研修会を開催して

国際部 春日 博幸

国際部では4年前より「今日からあなたもスペシャリスト」をシリーズ化して実務研修会を行ってきました。今年は「外国人留学生の就職について 実務と課題」と題して、今年度の1回目を9月21日（木）に伊那市図書館にて行いました。

最近、留学生からの就職に関する問い合わせが大変増えてきています。平成20年には、「留学生30万人計画」が策定され、2020年をめどに30万人の留学生を受け入れるという計画が進められています。（平成28年5月1日現在の留学生数は約24万人とのことです。）一方、留学生の就職が困難な状況から、卒業後に就職が決まらなかった場合、就職活動するために「留学」から「特定活動、6カ月」への資格変更が認められ、更に1回の在留期間更新が認められるようになりました。（卒業後計1年間の就活が認められます。）しかし、1年間の就活期間内でもなかなか就職先を見つけられないのが実情です。就活者が日本人であれば、本人の希望と企業の要望が合えば特に問題なく就職できますが、外国人の場合は、それほど単純ではありません。就労人口が足りないと言われているにもかかわらず、なぜ留学生が卒業後に就職できないのか？就職にはどのような条件が必要なのか？理想と現実の乖離について理解がなければ適切な助言や提案をすることはできません。また、企業の採用担当者にご説明する際にも、基本的な知識は不可欠です。



そこで、今回の研修会では在留資格「留学」からの資格変更申請中90%近くを占める「技術・人文知識・国際業務」への資格変更申請に絞り、在留資格の該当性、基準適合性を学び、資格変更が認められたケースと不許可になったケースを参考にしながら留学生が就職するためのポイント、就職後の問題点を検証しながら、実際の申請書作成までの一貫した研修を行いました。

今回は24名の会員の皆様にご参加いただき熱心に受講していただきました。ありがとうございました。この研修会が業務未経験の方々にとっては、業務への取り組みの端緒にならんことを、またベテランの先生方にとってはより深い理解を得るための機会にさせていただけたらと幸いです。私たち行政書士は、外国人お一人お一人から人生を託されていると言っても過言ではありません。どんな業務でも、経験を重ねれば重ねた分、業務の深さと責務の重さを感じていくものだと思います。申請人のため、また行政書士としての資質向上のために、常に高みを目指して精進していかなければならないと感じた研修会でした。

最後に、今回と同じ内容の研修会を本年1月か2月に会館で行う予定です。関心のある方は是非ともご参加ください。

環境生安部研修報告

長野支部 鈴木 潤

平成29年11月1日、2つの大型台風が去った後の晴天の日にあがたの森文化会館にて環境生安部主催の研修会が開かれました。研修会は午前と午後に分けて一日がかりのものとなりました。環境生安部で全会員が集まりやすい場所として検討した結果、東北信と中南信からアクセスしやすい松本での開催となりました。また、これまでの産業廃棄物に関する研修は積替え・保管施設なしの場合の収集運搬業許可申請を中心にやってきたので、今回はこれまで取り上げてこなかった積替え・保管施設ありの場合の収集運搬業許可申請をテーマにしたということです。

午前中は、長野県環境部資源循環推進課の萩原大輔様が廃掃法と県の条例の仕組みについて説明されました。積替え・保管施設なしの場合と大きく異なるところとしては、施設について他法令との抵触を事前に関係部署がチェックする意味が大きくなるため、事前確認手続きについて任意手続きではあるものの、できれば行って欲しいとの話がありました。そうすると、事前確認手続きに平均2か月、事業計画協議に平均6か月が余計にかかるため、積替え・保管施設なしの場合に比べ十分に余裕を見ておく必要があるとのこと。残念ながら、今回は定期的に施行されたばかりであるため、10月から施行された水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の内容については触れられませんでした。最後に松本地域振興局環境課の片貝直人様が補足をして終わりました。10月に様式変更がありましたが、今回の変更は全国統一のものに合わせたということで、今後は新様式での申請が必要となります。例えば、車両の写真は前と横からの撮影が必要です。

午後は、環境生安部長の柳澤誠会員がご自身の経験をもとに、具体的な事例を通じて時折貴重な失敗話を織り交ぜて説明されました。事前にファイル1冊分の資料をご用意いただき、手続きの手順に沿って説明しながら少しずつ資料を配って、受講者が確認していくというこれまでの研修にはなかったスタイルでした。柳澤会員の手間を惜しまない素晴らしい配慮が行き届いており、日頃の仕事を垣間見れた気がしました。

私自身、中間処理施設の設置許可申請を行ったことはありますが、積替え・保管施設のある収集運搬業許可申請を行ったことはありませんでした。しかし、中間処理施設の設置許可申請と重なるところが多く、苦労した点や気を使った点が似ていることがわかり、理解しやすかったと同時に今後いつ依頼が来ても大丈夫という安心感を得ることができました。

積替え・保管施設がある場合の収集運搬業許可申請を依頼されることは少ないと思いますが、今回の研修などを活用して日頃より備えておくのが重要だと思います。

講師の先生方をはじめ、今回、準備をしていただいた事務局や環境生安部の会員の皆様もありがとうございました。

行政書士ができる中小企業の事業承継(入門編)業務研修会参加報告

長野支部 鈴木 潤

平成29年11月14日と15日の2日にわたって、標題のと通りの研修会が開かれました。2日間にわたる大型の研修でしたが、50名ほどの会員が参加し大盛況でした。会員の皆さんの関心の高さが窺えます。

はじめに、荻原部長より事業承継は難しいというイメージがあるので少しでもそのイメージを和らげたいとお話がありました。確かに、事業承継の相談を受ける機会が多いものの個人的には知識不足から制度のさわりを紹介するだけにとどまって、具体的な手続きを行うまでにはなかなか至りません。しかし、経産省によれば、2025年には6割以上の中小企業で経営者が70歳を超え、それまでの累計で約650万人の雇用と約22兆円の国内総生産（GDP）が失われる可能性があるとの試算が出ています（10月31日付日本経済新聞社説）。このような試算が現実のものとならないよう、既に様々な制度が用意されており、中小企業の事業承継が円滑に進むよう私たち行政書士がお手伝いをする意義は高まっています。

第1日目の午前中は、長野税務署藤井健審理専門官による研修でした。事業承継のために活用するという視点から、贈与税・相続税の基本と特例制度についての概要をご説明いただきました。膨大な量となるので一通りのことを説明しだすといくら時間があっても足りないということでしたが、今回は2時間という限られた時間の中で、非常にスピーディーに歯切れよく説明していただきました。当然税金の具体的な相談や計算は税理士資格がないと行えませんが、税理士さんにスムーズに引き継ぐためには基礎的な税制の知識は欠かせません。

午後からは、今回の研修の本丸となる中小企業経営承継円滑化法の研修となりました。講師は荻原政吉研修部長です。実際に手掛けたお客様の事例をもとにご説明いただきました。お客様と30年来のお付き合いがあるということで、事情をよく知る荻原部長だからこそお客様に事業承継の提案をスムーズにできたのだろうと感じました。

事例は外国人の方であって、通常より難易度が上がる案件だったようです。

特に強調されていたのは、株対策を中心に贈与税の納税猶予に行政書士は注力すべきである、という点でした。

様々な制度があって、理解も難しく実務に繋げるのも大変です。事業者の方にとっては我々よりさらに難解に感じることでしょう。我々専門家がリードしていくことが大切だと感じました。

要求される知識の量も多く、なかなか消化してすぐに活用というわけにはいきませんが、待っているのではなくこちらから話を振ってみる価値はあると思います。

今後、研修部では実践編を予定しているとのこと。ぜひそれまでに今回の研修の内容を消化して、次回の研修も参加したいと思いました。

最後に1月24日の新規登録者研修の2日目に元法務大臣をお招きした講演会を開くので会員の皆様のご参加をお待ちしておりますとの告知がありました。こちらも多くの方にとって興味深い内容だと思います。

2日間にわたる大型研修で準備も大変だったかと思います。研修部の皆様、事務局の皆様本当にありがとうございました。



長野税務署藤井健審理専門官



荻原政吉研修部長



研修会（松本市駅前会館）

法定相続情報証明制度に関する意見交換会

法務部長 岡田 忠興

法定相続情報証明制度の運用がスタートして半年が経過した昨年12月5日、長野県行政書士会と長野地方法務局の意見交換会が同法務局で開催されました。本会からは正副会長、法務部長及び事務局長の6名が出席しました。



この意見交換会は法務局側の呼びかけで行われたものです。法定相続情報証明制度が創設された背景には、所有者不明土地問題や空き家問題があります。相続登記促進のため、法務局では各方面に積極的に制度の周知を図っています。特に金融機関に対しては説明会等を重ねており、「県内ほぼすべての金融機関で制度の利用が可能な状況になっている」との説明がありました。

昨年6月から10月までの法定相続情報一覧図の保管・交付申出は、県内で約120件あり、交付は約400通。「当初見込んだほどは申出件数は伸びていない」とのことです。

本会から長野地方法務局に対しても積極的に要望等を出させていただきました。たとえば、以下のようなものです。

- ①預貯金の相続手続など、行政書士は幅広い取扱業務がある。行政書士の業務範囲をしっかりとご理解いただきたい。
- ②法定相続情報証明制度の研修会を本会・各支部が企画する際は、法務局から講師を派遣してほしい。
- ③被相続人又は相続人に外国籍の者がいる場合には本制度を利用できない。しかし、被相続人が日本人で相続人が外国籍配偶者などの場合は、戸籍の身分事項欄には記載がある。本制度の改善をお願いしたい。

短い時間の懇談会ではありましたが、密度の濃い話し合いが行われました。この日は懇談会に引き続き、本会国際部主催の研修会が開催されています。研修会では長野地方法務局の戸籍課長を講師にお招きし、テーマは「帰化申請、国籍取得について」。懇談会、研修会ともに、本会と法務局との今後の関係強化を期待できる内容となりました。

長野運輸支局から丁種封印委託を受託

運輸交通副部長 中塚 千夏

我々行政書士の封印業務については、これまで甲種（自動車標板協会）の再受託者として行政書士が出張封印をすることが出来ましたが、平成29年2月28日付の国土交通省通達により、封印取付委託要領が一部改正となり、行政書士に新たに丁種としての封印が認められました。

これに伴い、7月21日に本会山本会長、赤羽副会長並びに運輸交通部のメンバーで、長野運輸支局を訪問し丁種封印委託契約に関する情報交換を行い、早急に準備を進めることとなり、9月21日に本会理事会において丁種封印業務規則等が承認され、併せて封印管理委員会が発足しました。

丁種封印受託者である長野県行政書士会から再委託を受ける丁種会員は、「自動車登録業務に十分精通している」ことが求められているため、今回の新規申請時の丁種会員には既に甲種受託者として登録されている行政書士の希望者とし、10月6日に希望者に対して事前研修会を実施しました。

丁種会員となるための要件に封印業務の損害賠償責任保険の加入の義務付けがあり、これら必要書類を提出した行政書士計24名を初回の丁種会員名簿に登載し、委託契約申請書を11月15日に長野運輸支局に最終提出致しました。また11月17日には、丁種会員として名簿登載した24名に対し、出張封印までの具体的な手順や帳簿類についての研修を行いました。

この結果、12月1日付で委託が承認されましたので、会員の皆様にご報告申し上げます。委託される内容は以下の通りとなります。

受託者：長野県行政書士会

再委託者：丁種封印会員名簿掲載者

委託される業務の範囲：別紙封印権の拡大資料を参照

※乙種受託者…型式指定車の新車販売業者

※丙種受託者…各都道府県の中古車販売協会

別紙のとおり、丁種封印の新設と同時に甲種・乙種・丙種封印に関しても、業務範囲が拡大されました。平成18年に拡大された甲種受託者による出張封印についての委託範囲よりもさらに拡大され、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート等の交付に伴い見込まれる交換などの需要も委託範囲に含まれるため、是非とも会員各位の積極的な参加をお願い致します。

またさらに乙種受託者および丙種受託者の構成員から行政書士が封印の取り付作業を受託することが出来るよう、日行連が国土交通省を通し関係団体（自動車販売店連合会及び中古車販売店協会）と調整をし、各単位会で関係団体と封印取付規定及び確約書を取り交わす事で、これらの団体構成員からの依頼も取り込めるため、今後さらに関係団体と協議の場を設け、確約書の締結を目指していくところです。

丁種会員登録を希望される会員の皆様は、まず先に自動車標板協会との甲種再委託契約を結んで頂き、丁種封印名簿登載希望者事前研修（年1回実施予定。）を受講していただきます。会員名簿搭載の申し込み受付は年2回（3月と9月）に行うため、研修を受講の上是非とも積極的にご参加いただけますよう、お願い申し上げます。

封印委託の拡大について

種別	受託者の事業形態	委託範囲	再委託の範囲	
			受託者の事業形態	再委託範囲
甲種	ナンバープレート の交付代行者	全ての手続	日本輸入自動車組合の輸入車ディーラー 丙種以外の指定整備事業者 各都道府県の行政書士会に所属する 自動車登録業務に十分精通した行政書士 優良自動車整備事業者	<ul style="list-style-type: none"> 出張予備検査を受けた新車 自ら販売する中古自動車 変更・移転登録(乙種及び丙種の 販売する自動車を除く) 再交付、交換、再封印 新規・変更・移転登録(乙種及び 丙種の販売する自動車を除く) 再交付、交換※、再封印 変更・移転登録(乙種及び丙種の 販売する自動車を除く) 再交付、交換、再封印
乙種	型式指定車の 新車販売業者	<ul style="list-style-type: none"> 自ら販売する自動車に係る新規登録 変更、移転登録 再交付、交換、再封印 	自販連 各都道府県の行政書士会に所属する 自動車登録業務に十分精通した行政書士	自ら販売する自動車に係る 新規登録(OSS申請に係るもの) 委託範囲に同じ
丙種	各都道府県の 中古車販売協会	<ul style="list-style-type: none"> 構成員自ら販売する自動車に係る 新規登録 変更、移転登録 再交付、交換、再封印 	各都道府県の中古車販売協会の構成員 たる中古車販売業者 各都道府県の行政書士会に所属する 自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ
離島	市町村	甲種に同じ	なし	
丁種	各都道府県の 行政書士会	<ul style="list-style-type: none"> 新規・変更・移転登録(乙種及び 丙種の委託範囲に係るものを除く) 再交付、交換、再封印 	各都道府県の行政書士会に所属する 自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ

※現行はご当地ナンバーへの交換に限られているが、図柄入りナンバー等全ての交換が出来るように拡大。

自動車登録OSSの進捗状況について

運輸交通部員 良川 泰章

日頃の自動車関係の業務に関しまして、会員の皆様にはご協力・ご理解いただき、誠にありがとうございます。

本題につきましてですが、昨年11月15日に長野運輸支局において、運輸支局と関係団体（長野県総務部税務課・長野県警察本部交通部交通規制課・（一社）長野県自動車販売店協会・（一社）長野県自動車整備振興会・長野県行政書士会・（一財）長野県自動車標板協会）との意見交換会が開催されました。

自動車登録におけるOSS（ワンストップサービス）は今現在、東京都・大阪府をはじめとした11都府県ですでに稼働済みであり、平成29年度中には北海道や新潟県などの19道県、平成30年度中には富山県などの8県、平成31年度中には山梨県などの3県が稼働を予定しており、長野県をはじめとした6県が稼働時期未定となっております。

長野県においては、実際の稼働に向けて数多くのハードルがあるのが実情であります。

県税におけるOSSの導入については接続に向けた下記の周辺環境の整備が必要となっております。

- ① 共同利用化システムの接続・審査端末（台数および設置場所）、通信回線の整備、新しい税務システムへのカスタマイズ
- ② 警察システム（県警）との連携
- ③ 運輸支局・自動車関係団体などとの調整

そして、上記の環境整備に伴い、平成30年度予算で都道府県税協議会負担金予算を、平成31年度予算で都道府県税協議会負担金とシステム改修費用予算を要求していくことになるだろうということです。費用対効果の面で、要求し辛いのが実情のようです。

また、消費税が10%になるとされる2019年（平成31年）10月には自動車税・自動車取得税が廃止となり、代わって新しく自動車税環境性能割での新税制が始まる予定であるということもあり、長野県において、平成31年度からのOSSの本格的稼働に関しては未知数であるといえます。

交通規制課からは、車庫証明を管轄する県警についても、システムの導入に関しては費用対効果の面から、いくつかのハードルをクリアしなければならないということでした。

しかしながら、各業界団体では着々と自動車登録のOSSに向けての準備が進んでいます。保安基準適合書証の電子化及び利用の増大、さらには車検時の継続検査についてもOSS化が加速しております。継続検査OSSについてはすでに全国に展開していて、さらなる利用の増大が見込まれています。

現在のところ、自動車登録については新車を対象に11都府県でOSSが行われていますが、今後はいわゆる中間登録（名義変更など）や軽自動車についても対象が拡大されていくことは明確であり、中間登録の代理権を持つ行政書士の役割が問われることとなります。

ただし、行政書士個人がシステムを導入するには多額のコストがかかると予想され、個人単位で導入していくのは困難であることが予想されます。一例ではありますが、各支部において行政書士による登録センターといった拠点を設けて、そこでOSSを中心におこなっていくというのも一つの方法ではないかと感じました。

これからOSSの実際の稼働に向けて、具体的なことが出てくるようになってきます。この新しい制度に行政書士が乗り遅れないためにも、運輸交通部会が中心となって情報収集を行い、運輸行政に乗り遅れることなく、会員の皆様が成果を享受できるよう頑張る所存です。

日行連探訪

事務局長 木内 洋介

去る平成29年10月12日～13日、平成24年以来5年ぶりに日本行政書士会連合会の全国事務局長会議が開催されました。その折、3年前に虎ノ門タワーズオフィスに移転した日行連事務局に、昨年6月に新しく日行連専務理事に就任された長野県行政書士会の山本会長を訪問して参りました。

虎ノ門タワーズオフィスは、総務省などの中央官庁やアメリカ大使館など各国の大使館からも近い東京都港区虎ノ門にある23階建てのビル（写真1）で、日行連事務局はその10階（写真2）にあります。事務局では遠田和夫会長はじめ、山本、福田の両専務理事、7名の常任理事や毛利事務局長他34名の事務局職員が日々執務をしておられます。山本専務理事も、週のうち2～3日間はこの事務局で執務（写真3）を行っており、「夜7時頃まで残業をされることもある」（事務局職員談）とのことでした。



虎ノ門タワーズオフィス（写真1）



日行連入口（写真2）



山本専務理事執務（写真3）

近隣には、六本木ヒルズや昨年9月にオープンした赤坂インターシティなどの総合商業施設、智美術館や根津美術館などの文化施設などもありますので、会員の皆さんも東京へおいでの際は日行連事務局にお寄りになってみてはいかがでしょうか。

お知らせ

行政書士無料相談について

広報監察部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による対面無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

支部	開催日時	開催会場	無料相談の内容・件数												合計				
			遺言相続	各種契約	定款内容証明等	不動産関係	戸籍関係	建設風営	法人設立	農地転用	自動車関係	入管関係	土地開発	行政不服申立		代理業務その他			
佐久	10月14日(土) 10:00~15:30	イオン佐久平店（イベントホール）	14	1	1	4	7										27		
上田	10月21日(土) 9:00~12:00	上田市中央公民館3階学習室	4														4		
諏訪	9月30日(土) 10:00~16:00	諏訪市公民館	4	2		2			1			1				1	11		
	10月28日(土) 10:00~16:00	ちの地区コミュニティセンター																	
伊那	10月8日(日) 10:00~15:00	駒ヶ根商工会館	1			2		1					1			1	6		
	10月28日(土) 10:00~15:00	伊那市立伊那図書館																	
飯田	10月22日(日) 10:00~15:00	南信州・飯田産業センター	5														5		
松本	10月21日(土) 10:00~15:00	松本市駅前会館1階第一会議室	26	1		1						1	1	1		9	40		
	10月22日(日) 10:00~15:00	木曾町日義公民館 塩尻市交流センター（えんぱーく） 304・305号室 大町市総合福祉センター第1・第2 会議室																	
	10月19日(木) 10:00~15:00	安曇野市役所211・212・213・214号室																	
長野	10月4日(水) 13:00~16:00	もんぜんぷら座	2			1											1	4	
	10月10日(火) 9:30~12:00	東長野いこいの家																	
	10月23日(月) 13:30~16:00	須坂商工会議所																	
北信	10月22日(日) 10:00~16:00	中野市民会館45号会議室																	0
合計			56	4	1	10	7	1	1	1	1	1	2	1	0	12	97		

行政書士電話相談について

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）の一環として、「行政書士電話相談」を10月2日（月）に長野県行政書士会館で実施いたしました。

相談件数と相談内容は次のとおりです。

相談件数 2件 【内訳 相続関係2件】

「相続・遺言の基礎研修会」資料・解説の訂正について

法 務 部

平成29年8月29日に開催されました「相続・遺言の基礎研修会」のレジュメ等に訂正がありましたので、お知らせいたします。

P. 24 相続事例8【代襲相続】及び相続事例9【相続法・親族法の適用基準】及び解答編において

相続事例8【代襲相続】について、Kが代襲相続人とならない旨解説いたしましたが、本問においては、兄弟姉妹の代襲相続ではなく、直系卑属の代襲相続であるため、Kは、両問とも、代襲相続人となります。各問における相続人及び法定相続分は、以下のとおりです。お詫びして訂正申し上げます。

相続事例8【代襲相続】

相続人	法定相続分
乙	$1/2$
B・C	$1/2 \times 1/3 = \text{各 } 1/6$
K・E・F	$1/2 \times 1/3 \times 1/3 = \text{各 } 1/18$

E F 及び K が A を代襲して相続する。

相続事例9【相続法・親族法の適用基準】

相続人	法定相続分
乙	$1/3$
B・C	$2/3 \times 1/3 = \text{各 } 2/9$
E・F・K	$2/3 \times 1/3 \times 1/3 = \text{各 } 2/27$

昭和55年12月31日までに発生した相続であり、第一順位の相続人とともに配偶者が相続人となる場合の法定相続分が現在と異なることにご注意ください。

2018

「民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル相談対応研修会」

開催のお知らせ

民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブルに係る相談対応について、ADR機関、消費生活センター、不動産関連の業界団体及び地方公共団体住宅担当部局等の相談窓口担当者の皆様の知識及び相談対応の向上への支援を行うことを目的に、平成29年度国土交通省の補助事業の一環として、「民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル相談対応研修会」を全国6か所で開催します。

各研修会は、全国どの地域でも無料でご参加いただけます。なお、研修会参加には事前のお申込みが必要となります。

●プログラム(研修時間:12:00~16:10/約4時間10分を予定)

研修内容

- ①「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集(改訂版)」の解説
- ②「賃貸住宅標準契約書(再改訂版)」(案)の解説
- ③「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」の解説

平成29年6月に公布された「民法改正法」に対応した「賃貸住宅標準契約書(再改訂版)」(案)の解説も行います。



●研修会参加者によるグループ討議(16:15~17:15/約60分を予定)

研修会参加者が日頃の相談業務において抱える課題等を解決するとともに、今後、相談業務に携わる方々が、お互いに情報交換し、気軽に相談できるような関係づくりを目的として、消費生活センター・自治体職員、賃貸住宅の管理・仲介者、法律の専門家等によるグループ討議(意見交換)を実施します。

※各会場30名、事前のお申込みが必要です。グループ討議への参加は各所属機関1名に限定させていただきます。

●研修会講師

■升田 純 弁護士	中央大学法科大学院教授、賃貸借トラブル相談対応研究会座長 原状回復ガイドライン検討委員会委員長
■犬塚 浩 弁護士	原状回復ガイドライン検討委員会委員長代理、賃貸住宅標準契約書改訂委員会座長
■佐藤 貴美 弁護士	賃貸住宅標準契約書改訂委員会副座長
■伊藤 浩 行政書士	前・行政書士ADRセンター東京 センター長、賃貸借トラブル相談対応研究会委員
■近藤 総一 行政書士	東京都行政書士会 前・賃貸住宅問題特別委員会副委員長

●研修会日程

開催都市	日時	会場	定員
札幌	1月26日(金) 12:00~16:10	札幌国際ビル(札幌市中央区北4条西4-1)	100名
仙台	2月2日(金) 12:00~16:10	TKPガーデンシティ仙台(仙台市青葉区中央1-3-1 AER 13階)	100名
福岡	2月9日(金) 12:00~16:10	エルガーラホール(福岡市中央区天神1-4-2)	100名
大阪	2月16日(金) 12:00~16:10	国民會館(大阪市中央区大手前2-1-2)	120名
東京-1	2月22日(木) 12:00~16:10	全国町村議員会館(東京都千代田区一番町25)	150名
名古屋	3月1日(木) 12:00~16:10	名古屋国際センター(名古屋市中村区那古野1-47-1)	100名
東京-2	3月8日(木) 12:00~16:10	全国町村議員会館(東京都千代田区一番町25)	150名

※グループ討議に参加される方は17:15までとなります。

■研修会の申込みについてのお問い合わせ

株式会社 社会空間研究所(担当:齊藤、山西) Tel 03-3465-9401 Fax 03-3485-2751 e-mail ias@shaku-ken.co.jp

※当研修会は弊社が国土交通省より住宅市場整備推進事業補助金の交付を受け実施しています。

⇒裏面 申込み用紙

○ FAXでのお申込み

FAX 03-3485-2751

お申込み先：株式会社 社会空間研究所

(本用紙にてお申込みください)

参加者氏名			
開催都市	<input type="checkbox"/> 札幌会場 1月26日(金) 12:00~16:10 札幌国際ビル国際ホール <input type="checkbox"/> 仙台会場 2月2日(金) 12:00~16:10 TKPガーデンシティ仙台 <input type="checkbox"/> 福岡会場 2月9日(金) 12:00~16:10 エルガーラホール <input type="checkbox"/> 大阪会場 2月16日(金) 12:00~16:10 国民會館 <input type="checkbox"/> 東京会場-1 2月22日(木) 12:00~16:10 全国町村議員会館 <input type="checkbox"/> 名古屋会場 3月1日(木) 12:00~16:10 名古屋国際センター <input type="checkbox"/> 東京会場-2 3月8日(木) 12:00~16:10 全国町村議員会館 <small>※グループ討議に参加される方は17:15までとなります。</small>		
勤務先		所属	
勤務先住所	〒 _____ 電話番号 _____		
FAX番号 (e-mail)	■ 1週間以内に、こちらのFAX番号に受講票をお送りいたします。 FAXを受け取れない場合は、受講票を受け取れるメールアドレスをご記入下さい。		
■ 研修会で特に解説してほしい相談対応の内容等がございましたら、以下にご記入ください。 講義内容の参考にさせていただきます。			

■申込み締切:各会場とも定員になり次第締め切りとなります。

グループ 討議	<input type="checkbox"/> 希望する
■グループ討議で聞きたい内容がございましたら、ご記入ください。	

■申込み締切:各会場とも定員(各会場30名)になり次第締め切りとなります。

グループ討議への参加は各所属機関1名に限定させていただきます。結果および参加証は、締め切り後お送りいたします。

○ インターネットでのお申込み

<http://www.shaku-ken.co.jp/>

社会空間研究所 で **検索**

●上記URLから講習会の案内ページに進み、講習会申込みフォームよりお申込みください。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行政書士徽章(ネジ)	2,650円	送料実費
行政書士徽章(タイタック)	2,650円	〃
事件簿用紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自然公園法の手引	1,000円	〃
新会社法パート2(H18.8.11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金又は請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっております。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担)

会 議 報 告

□特定行政書士考査直前対策セミナー

- 1 と き 平成29年10月17日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 萩原部長、二瓶、岡田各部員、会
員14名
- 4 研修内容
 - (1) 行政法総論、行政手続法、行政不服審査
法、行政事件訴訟法
 - (2) 要件事実・事実認定の総復習、重要ポイン
トまとめ
- 5 講 師
 - (1) 特定行政書士 二瓶研修部員
 - (2) 特定行政書士 岡田研修部員

□東京入管外国人を対象とした無料 相談会

- 1 と き 平成29年10月17日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管
- 3 出 席 者 赤羽国際部長

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成29年10月19日(木)
- 2 と ころ 伊那市、伊那市役所
- 3 出 席 者 赤羽、二瓶各伊那支部会員

□環境生安部会

- 1 と き 平成29年10月20日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 柳澤部長、島田副部长、新井、八
幡各部員
- 4 会議事項
 - (1) 研修会計画検討
 - (2) 広報活動計画検討
 - (3) その他

□特定行政書士法定研修考査

- 1 と き 平成29年10月22日(日)

- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 萩原部長、永村副部长、岡田部
員、受験者11名

□ADR研修会

- 1 と き 平成29年10月23日(月)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶
委員、手続実施者7名
- 4 内 容 ペット分野、賃貸住宅の敷金分野
における調停技法のトレーニング
- 5 講 師 ADR特別委員会

□行政書士試験実施に係る打ち合わせ 会議

- 1 と き 平成29年10月24日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、赤羽各会場責任
者、各試験監督員、各試験本部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度行政書士試験合同会議
 - (2) 平成29年度行政書士試験会場別会議
 - (3) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 平成29年10月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会长、大槻部長、中塚副部
長、良川部員
- 4 会議事項
 - (1) 封印業務に関する丁種会員名簿の調製につ
いて
 - (2) 自動車登録番号標への封印取付け委託申請
書の調製について
 - (3) その他

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成29年10月25日(水)

- 2 ところ 長野市、長野市生涯学習センター
- 3 出席者 永村、古谷各長野支部会員

□法務部・松本支部業務研修部との共催研修会

- 1 と き 平成29年10月27日(金)
- 2 ところ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、松本支部会員21名、他支部会員13名
- 4 研修内容
 - (1) 要件事実の考え方
 - (2) 民事事実認定の基礎
- 5 講師 岡田法務部長(特定行政書士、民事調停委員、司法委員)

□環境生安部研修会

- 1 と き 平成29年11月1日(水)
- 2 ところ 松本市、あがたの森文化会館
- 3 出席者 柳澤部長、島田副部長、新井、八幡各部長、会員19名
- 4 研修内容
 - (1) 長野県廃棄物条例について
 - (2) 産業廃棄物収集運搬業積替保管申請の業務の実際
- 5 講師
 - (1) 長野県資源循環推進課担当者、松本地域振興局環境課担当者
 - (2) 柳澤環境生安部長

□日行連関地協連絡会

- 1 と き 平成29年11月1日(水)、2日(木)
- 2 ところ 新潟市、ホテル日航新潟
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長、松島農林建設部長、大槻運輸交通部長

□ADR研修会

- 1 と き 平成29年11月2日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者7名、会員8名

- 4 内容 ADR手法による相談技法及び交渉術
- 5 講師 東京会 伊藤浩先生

□東京入管長野出張所における無料相談会

- 1 と き 平成29年11月6日(月)
- 2 ところ 長野市、東京入管長野出張所
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員

□部長会議

- 1 と き 平成29年11月7日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下、松島、大槻、柳澤、岡田、和田各部長・委員長
- 4 会議事項
 - (1) 各部事業の進捗状況について
 - (2) その他

□研修情報管理システムの打ち合わせ会議

- 1 と き 平成29年11月10日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 鈴木広報監察副部長、土屋部員、渡邊、二瓶各研修部員
- 4 会議事項
 - (1) 研修情報管理システムについて
 - (2) その他

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成29年11月10日(金)
- 2 ところ 飯田市、飯田市役所
- 3 出席者 木下、片桐各飯田支部会員

□「行政書士ができる中小企業の事業承継(入門編)」業務研修会

- 1 と き 平成29年11月14日(火)、15日(水)
- 2 ところ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶、岡田各部員、会員45名

4 内 容

- (1) 贈与税・相続税の基本、株式評価方法
- (2) 納税猶予制度の基本
- (3) 中小企業経営承継円滑化法の概要
- (4) 納税猶予認定申請
- (5) 金融支援関連
- (6) 民法特例確認申請

5 講 師

- (1)~(2) 長野税務署 藤井健 審理専門官
- (3)~(6) 長野県行政書士会 荻原政吉 研修部長

□研修部会

- 1 と き 平成29年11月14日(火)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶、岡田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 新規登録者必須研修会について
 - (2) その他

□支部研修担当者連絡会議

- 1 と き 平成29年11月15日(水)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶、岡田各部員、渡邊、窪田、小口、赤羽、片桐、長崎各支部担当者
- 4 会議事項
 - (1) 各支部、専門部の研修計画及び実施状況
 - (2) 各支部、専門部から研修会を行うにあたっての課題
 - (3) 研修会のあり方

□平成29年度自動車保有関係手続きのワンストップサービスに係る連絡会(兼準備会)

- 1 と き 平成29年11月15日(水)
- 2 と ころ 長野市、長野運輸支局
- 3 出 席 者 大槻部長、中塚副部長、良川部員
- 4 内 容
 - (1) 平成28年度ワンストップサービスに係る連

絡会開催以降の動き

- (2) 意見交換
- (3) その他

□日行連認証取得済単位会課題検討協議会

- 1 と き 平成29年11月16日(木)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出 席 者 和田ADR特別委員長
- 4 内 容 ADR認証機関運営に関する意見交換会等

□丁種封印名簿登載者研修会

- 1 と き 平成29年11月17日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、大槻部長、中塚、良川各部員、会員14名
- 4 研修内容
 - (1) O S S の進捗状況について
 - (2) 丁種封印実施方法について
 - (3) その他

□総務部会

- 1 と き 平成29年11月17日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
 - (1) 賀詞交歓会について
 - (2) 行政書士関係例規集の改訂について
 - (3) その他

□東京入管外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成29年11月21日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管
- 3 出 席 者 春日国際副部長

□著作権フォロー & 知的財産研修会

- 1 と き 平成29年11月28日(火)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館

- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木下副部長、楨原部員、会員16名
- 4 内 容
知的財産の概要及び著作権相談員の実務
行政書士ができる知的財産業務及び事例紹介
- 5 講 師 白井清文先生(松本支部)

□日行連全国知的財産業務担当者会議

- 1 と き 平成29年11月28日(火)、29日(水)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出席者 岡田法務部長(29日のみ)

□関東財務局長野財務事務所主催 「金融庁の業務説明会」

- 1 と き 平成29年12月4日(月)
- 2 と ころ 長野市、ホテル信濃路
- 3 出席者 岡田法務部長
- 4 内 容
 - (1) 「金融仲介の質の向上に向けた取組み等」に係る説明
 - (2) 「中小企業・小規模事業者支援施策」に係る説明
- 5 説 明 者
 - (1) 金融庁検査局長 三井秀範
 - (2) 経済産業省 関東経済産業局産業部長 山口栄二

□法定相続情報証明制度に関する意見交換会

- 1 と き 平成29年12月5日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野地方法務局
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、岡田法務部長

□国際部研修会

- 1 と き 平成29年12月5日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員、会員30名、山梨会9名
- 4 研修内容
 - (1) 帰化申請、国籍取得について

- (2) 新たな外国人技能実習制度について
- 5 講 師
 - (1) 長野地方法務局戸籍課 上遠野裕之課長
 - (2) 東京入管長野出張所 小久保裕司所長

□第1回無料相談会

- 1 と き 平成29年12月8日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木下副部長、楨原、小林各部員
- 4 相談件数 電話1件

□中間監査

- 1 と き 平成29年12月12日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 木内、小野各監事、山本会長、宮下総務部長、三井政盟会長、土屋幹事長

- 4 監査執行状況
平成29年4月1日から11月30日までの業務推進状況及び、一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、12月19日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□正副会長会

- 1 と き 平成29年12月12日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 中間監査報告について
 - (2) 平成30年新年賀詞交歓会について
 - (3) (一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
 - (4) 「関地協における災害時の広域応援に関する協定書」の締結について

- (5) 丁種封印の進捗状況について
- (6) O S S の状況について
- (7) その他

□東京入管外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成29年12月12日(火)
- 2 ところ 東京都、東京入管
- 3 出席者 春日国際副部長

□ADR研修会

- 1 と き 平成29年12月13日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員長、手続実施者4名
- 4 内容 ADR技法の復習とトレーニング
- 5 講師 ADR特別委員

□ADR特別委員会

- 1 と き 平成29年12月13日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) 法務省からの回答による規程集見直し作業
 - (2) その他

□日行連関地協・東京会共催の入管業務研修会

- 1 と き 平成29年12月15日(金)
- 2 ところ 東京都、シェンバッハ・サポー
- 3 出席者 赤羽部長
- 4 講義内容
 - (1) 東京都国家戦略特区外国人創業活動確認申請について
 - (2) 就労審査部門関連
 - (3) 永住審査部門関連
- 5 講師
 - (1) 東京都政策企画局調整部渉外課担当者様
 - (2) 法務省東京入国管理局就労第一審査部門統括審査官様

- (3) 法務省東京入国管理局永住審査部門統括審査官様

□日行連渉外相続業務に関する実務者意見交換会

- 1 と き 平成29年12月15日(金)
- 2 ところ 東京都、日行連
- 3 出席者 春日副部長

□理事会・支部長会

- 1 と き 平成29年12月19日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、松島、岡田、長田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、木内、小野各監事、大槻部長・コスモス支部長、林支部長
- 4 会議事項
 - (1) 中間監査報告について
 - (2) 平成30年新年賀詞交歓会について
 - (3) (一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
 - (4) 「関地協における災害時の広域応援に関する協定書」の締結について
 - (5) 丁種封印の進捗状況について
 - (6) O S S の状況について
 - (7) その他

□広報監察部会

- 1 と き 平成29年12月25日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、長田、鈴木各副部長、宇賀神、土屋、五味、茂住各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報について
 - (2) 新年賀詞交歓会の対応について
 - (3) 新規登録者必須研修会の対応について
 - (4) 「行政書士記念日」の広報について
 - (5) ホームページの活用について
 - (6) その他

□総務部会

- 1 と き 平成30年1月9日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
 - (1) 賀詞交歓会について
 - (2) その他

□新潟会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年1月11日(木)
- 2 と ころ 新潟市、ホテル日航新潟
- 3 出 席 者 松島農林建設部長

□東京会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年1月11日(木)
- 2 と ころ 東京都、京王プラザホテル
- 3 出 席 者 岡田法務部長

□埼玉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年1月12日(金)
- 2 と ころ さいたま市、浦和ロイヤルパインズホテル
- 3 出 席 者 荻原副会長

□千葉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年1月13日(土)
- 2 と ころ 千葉市、三井ガーデンホテル千葉
- 3 出 席 者 赤羽副会長

□群馬会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年1月15日(月)
- 2 と ころ 前橋市、前橋商工会議所会館
- 3 出 席 者 荻原副会長



年頭のごあいさつ

長野県行政書士政治連盟

会長 三井 経光

新年あけましておめでとうございます。当政治連盟は昨年は衆議院選・市長選に各役員の皆様方、ご活躍いただきまして心から感謝を申し上げる次第でございます。私達は法の支配の下、政治連盟は動いておりますが法を変える為には政治連盟の動きが大切であります。

隣接士業さんとの関係は下より国会議員・県会・市会議員・各県・市町村長との関係も大切であります。連合会長さんもよく動いて常に一体性の動きをしております。各分野での動きも熱心に勉強会、講習会をやっておることも十分知っております。又、一般市民との相談会も活発に動いておることも承知しております。

しかしながら一般市民にはまだまだ行政書士会の動きが隣接士業さん等の仕事の奪い合い、又各行政書士間との競争もこれは十分わかる中での政治連盟の役割と仕事を増やしてやることも大きな役割と思っております。単なる行政への手続きだけでなく相談業務の拡大・充実をはかることが役割とも思います。

今年度は政連も一丸となって上記の課題に向かって連合会とも連携をとりながらより一層伸展していき、又ムダも無くしながら変化をしていく決意であります。

本年度も皆様の御健勝を祈念しながらもここに政連と行政書士会が一体となり上記の目標に向かって動いて参りたいと思います。

皆様の御指導を宜しくお願い申し上げまして新年の御あいさつに代えさせていただきます。

長野県行政書士政治連盟のページ

県政等懇談会を開催

長野県行政書士政治連盟

幹事長 土屋 眞一

政連活動報告

11月7日、長野県庁議会棟において長野県議会自民党県議団所属の県議会議員と懇談会をおこないました。

政治連盟からは土屋幹事長、自民党行政書士職域支部からは岡部幹事長、県本会からは山本会長、吉田副会長、赤羽副会長、萩原副会長が出席しました。

自民党県議団からは村石正郎県議をはじめ所属の8人の県議会議員の皆さんが参加しました。



懇談内容は、平成30年度国・県の予算・施策に対する重点要望事項、また当面する諸課題についてでした。

今年の重点要望事項は4項目あり下記の通り県議団へそれぞれ説明しました。

要望項目1は、吉田副会長の方から「風俗営業における許可更新制の導入について」の要望でこの許可営業については更新がなく、営業や設備の変更事項届義務が定められてはいるものの実際は、許可当時とは明らかに実態が違っているものもあるという状況が説明されました。国の関係ではありますが、有効期限を設け適正な風俗営業環境の維持がなされるよう要望いたしました。

要望項目2は、本会山本会長から「県の審査会・委員会への行政書士の登用」を要望いたしました。これは有識者委員として、長野県行政書士会推薦の会員を積極的に登用していただきたいというものです。また要望項目3についても山本会長より、政府の行政不服審査会に審理員として長野県行政書士会の特定行政書士を登用していただきたいと要望いたしました。

要望事項4は、土屋幹事長が市町村関連ではありますが、「農業委員への行政書士の登用」について要望いたしました。農業委員については、市町村長が議会の同意を得て任命されます。任命にあたっては、地域の農業者や農業団体等から推薦を求め、また公募もされます。行政書士会から業務に精通した当会員を推薦した場合に委員に選任してもらえるように要望いたしました。

行政書士政治連盟におきましては、県、市町村への要望にとどまらず、政権党を通して国に対する要望も伝えています。これからも県本会、自民党行政書士職域支部と連携し、活動していきますので今後とも皆様の政治連盟に対するご支援、ご協力をお願いいたします。



会員の動き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者—

個人会員

所属支部	入会登録 年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)
諏訪支部	29. 12. 1	蒲地 整志	諏訪郡下諏訪町	長野支部	29. 12. 1	鈴木 祐介	長野市
長野支部	29. 12. 15	酒井 良育	長野市	諏訪支部	30. 1. 1	高田 賢一	茅野市
松本支部	30. 1. 1	荒井 正樹	松本市	長野支部	30. 1. 1	中野 隆夫	長野市

—退会者—

所属支部	氏名	退 年 月 日	所属支部	氏名	退 年 月 日	所属支部	氏名	退 年 月 日
飯田支部	寺沢 秀文	29. 10. 31	上田支部	小林 剛史	29. 10. 31	飯田支部	中山 卓治	29. 10. 31
松本支部	鈴木 雅則	29. 11. 28	佐久支部	佐藤 勉	29. 12. 8			

ご逝去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

寺 嶋 亀 三 殿 (松本)

平成29年10月

田 中 一 正 殿 (長野)

平成29年10月

編集後記

私の住む市には都市内分権を担うための住民自治協議会という組織があります。その下には住民自治区があり、公民館組織があり、組をまとめた常会があります。今年度は常会長を務めています。おまけとして協議会、区、公民館の役までついできました。ときにはスタッフとなり、ときには来賓として、様々なイベントへも毎週末のように携わりました。その結果、地域に知り合いが増え、色んな意見や仕組みを学び、様々な体験をして貴重な経験となりました。あと数か月で交代するかと思うと寂しい思いと同時に安堵します。

さて、現メンバーでの広報監察部としても半年が過ぎ、いよいよ現メンバーのやりたいことが形に現れてきました。いろいろと新しいことにチャレンジしますのでご期待ください。

(広報監察部 鈴木)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会 長 山本 準一

編集者 広報監察部長 吉田 靖史

印刷 三和印刷(株)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意下さい。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

好評図書のご案内



第2版 一人でつくれる 契約書・内容証明郵便の文例集 サンプル書式ダウンロード特典付き

安達敏男・吉川樹士 著

2017年10月刊 A5判 376頁 本体3,500円+税

- 公証人、司法研修所教官も努めた弁護士が、基本的なものから専門的な契約書式まで、重要と思われる122文例を厳選した上で、わかりやすく解説。掲載文例をダウンロードできる購入者特典付。民法（債権関係）改正に対応したほか、実務の動きを踏まえた文例の見直し・追加を実施した第2版。



家族信託契約 遺言相続、後見に代替する信託の実務

遠藤英嗣 著

2017年10月刊 A5判 352頁 本体3,300円+税

- 金融機関の理解を得られる信託契約の条項を詳解した上で、契約が機能するための留意点まで踏み込んで解説。依頼者への説明の要点など、後日トラブルにならないためのポイントも紹介。難しいとされる税制についても、想定外の課税を避けるためのヒントなどを中心に解説。



第3版 家庭裁判所における 遺産分割・遺留分の実務

片岡武・管野真一 編著

2017年11月刊 A5判 632頁 本体4,400円+税

- 実務運用の解説→ 設例解説→ 裁判例紹介の内容構成で実務を詳解。特に遺産分割調停にスポットを当て、留意点を丁寧に解説する唯一の書。
- 第3版では、大法廷決定（婚外子の相続分、預貯金債権と遺産分割）による実務運用を紹介。



改訂 外国人のための 国際結婚手続マニュアル

佐野誠・宮川真史 著

2017年11月刊 A5判 328頁(予定) 本体2,900円+税

- 国際結婚に必要な手続や法律知識、必要書類から、配偶者の国籍が中国・韓国・フィリピンの場合の国際結婚手続、在留手続の基礎までを、この一冊に網羅。「日本人と外国人の結婚」「国籍が異なる外国人同士の結婚」「結婚後の在留手続」「離婚」のテーマ別にケース紹介を収録。



注解・判例 出入国管理実務六法 平成30年版

出入国管理法研究会 編

2017年11月刊 A5判上製箱入 1,580頁 本体5,600円+税

- 関連する約180本の法令・訓令、条約等を集約。基本法令には、参照条文、逐条解説及び参考判例要旨を付した、この分野では唯一の法令集。
- 在留資格「介護」の創設や偽装滞在対策の強化が盛り込まれた入管法改正、平成29年11月1日施行の技能実習法等を反映した最新版。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo